

平成21年第1回足寄町議会定例会議事録(第1号)

平成21年 3月 3日(火曜日)

出席議員(15名)

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	6番 川上初太郎君
7番 熊澤芳潔君	8番 高橋幸雄君
9番 矢野利恵子君	10番 谷口二郎君
11番 後藤次雄君	12番 大久保優君
13番 高道洋子君	14番 菊地一將君
15番 吉田敏男君	

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	星野喜美男君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	藤原茂君
住民課長	大竹口暁己君
経済課長	鈴木泉君
建設課長	中鉢武美君
建設課参事	松永恒君
国民健康保険病院事務長	高田安春君
会計管理者	堀井昭治君

教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	森和治君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	村尾誠一君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について< P 4 >
- 日程第 2 会期の決定について< P 4 >
- 日程第 3 諸般の報告(議長)< P 5 >
- 日程第 4 報告第 1 号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について< P 5 >
- 日程第 5 報告第 2 号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について< P 5 >
- 日程第 6 報告第 3 号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について< P 5 ~ P 11 >
- 日程第 7 報告第 4 号 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について< P 11 >
- 日程第 8 報告第 5 号 議会運営委員会所管事務調査報告について< P 11 >
- 日程第 9 報告第 6 号 専決処分の報告について(車両事故による損害賠償の額を定めることについて)< P 11 ~ P 12 >
- 日程第 10 報告第 7 号 専決処分の報告について(平成 20 年度足寄町一般会計補正予算(第 11 号))< P 12 >
- 日程第 11 行政報告(町長・教育委員長)< P 12 ~ P 18 >
- 日程第 12 行政執行方針(町長・教育委員長)< P 18 ~ P 27 >
- 日程第 13 議案第 11 号 監査委員の選任について< P 27 ~ P 28 >
- 日程第 14 議案第 12 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について< P 28 ~ P 29 >
- 日程第 15 議案第 13 号 人権擁護委員候補者の推薦について< P 29 >
- 日程第 16 議案第 14 号 町道路線の変更について< P 29 ~ P 30 >
- 日程第 17 議案第 15 号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例< P 30 ~ P 31 >
- 日程第 18 議案第 16 号 足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例< P 31 ~ P 32 >
- 日程第 19 議案第 17 号 足寄町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例< P 32 >
- 日程第 20 議案第 18 号 足寄町農家高齢者生きがいセンター設置及び管理条例を廃止する条例< P 32 ~ P 35 >
- 日程第 21 議案第 19 号 足寄町地域共同作業所設置及び管理条例を廃止する条例< P 35 ~ P 39 >
- 日程第 22 議案第 20 号 足寄町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例< P 39 >
- 日程第 23 議案第 21 号 足寄町介護保険条例の一部を改正する条例< P 39 ~ P 45 >
- 日程第 24 議案第 22 号 乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例< P 45 ~ P 46 >
- 日程第 25 議案第 23 号 重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例< P 46 >
- 日程第 26 議案第 24 号 足寄町生涯学習館設置及び管理条例の一部を改正する条例< P 46 ~ P 47 >

- 日程第 2 7 意見書案第 1 号 平成 2 1 年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書
< P 4 7 ~ P 4 8 >
- 日程第 2 8 意見書案第 2 号 市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める
意見書 < P 4 8 ~ P 4 9 >

午前10時00分 開会

開会宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。ただいまから、平成21年第1回足寄町議会定例会を開会をいたします。

開議宣告

議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名

議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、1番星孝道君、2番榊原深雪君を指名をいたします。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 昨日3月2日に開催されました第1回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日3月3日から3月16日までの14日間とし、そのうち、3月4日から9日までと13日から15日までの9日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日3月3日は、議長の諸般の報告、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会の所管事務調査の報告を行います。

次に、報告第6号と報告第7号の報告を受けます。

次に、町長・教育委員長から行政報告と行政執行方針を受けます。

次に、議案等の審議方法について申し上げ

ます。

議案第11号から議案第20号まで、議案第22号から議案第24号まで、意見書案第1号と意見書案第2号は、即決で審議いたします。

議案第21号は、文教厚生常任委員会に付託し会期中の審査といたします。

10日は、一般質問などを行います。

11日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し皆様に御報告いたしますので、御了解願います。

なお、議案第25号から議案第46号までの補正予算案及び新年度予算案については、後日、提案説明を受けた後、予算審査特別委員会を設置し会期中に審査をいたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

会期決定の件

議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの14日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月16日までの14日間に決定をいたしました。

なお、14日間のうち、4日から9日までの6日間と13日から15日までの3日間は休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、9日間は休会に決定をいたしました。

諸般の報告

議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。これで、諸般の報告を終わります。

報告第1号

議長（吉田敏男君） 日程第4 報告第1号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、報告を終わります。

報告第2号

議長（吉田敏男君） 日程第5 報告第2号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、報告を終わります。

報告第3号

議長（吉田敏男君） 日程第6 報告第3号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

1番 星孝道君。

1番（星 孝道君） ただいまの豊栄橋のかけかえについて委員会報告がありました。ここで何点かお尋ねをしたいと思いますが、まず、この件に関しましては、議員協議会に

おいて理事者から、利別川の改修と築堤によって現況の豊栄橋をかけかえしなけりゃならない、そして現況ルートでは沿道住民に大きな影響を与えるといった等々のことから、郊南ルートに新設かけかえをしたい旨の説明があった後に、総務産業常任委員会に付託になったというふうに承知をしております。

この報告によりますと、まず、調査項目に候補3ルートの調査ということがうたわれ報告され、それが結果的に、委員会全会一致とはいかないとしても、妥当であるという結論であるという報告でございます。

しかし、当初この新しいルート、いわゆる資料によれば、現況ルート2ということではありますが、この件は全く私ども知らなかったわけございまして、委員会の議論の中で、どのような経緯の中でこのルートが検討項目になったのか、御説明をいただければありがたいと思います。

議長（吉田敏男君） 総務産業常任委員会委員長、答弁。

総務産業常任委員会委員長（大久保 優君） ただいまの1番星議員の質問にお答えいたします。

当委員会にこの件が付託されて、当初の22日に現地調査を行いました。それで私どもは、いろいろな想定をしながら現地調査をしたわけです。それで現地調査した結果において、まだルートがあるということで、その時点で、このルートも検討してみようということで今のルートが出されました。

それで、私たちの審査の基本となるものは、産業道路としての目的もしかることながら、そこに住んでいる住民の生活環境、これが大きく変わることは非常に困るということが中心であります。

それで、いろいろ皆さんのところに提案してあります見積書等、3ルートの提案の見積書も試算が出されております。この中で種々検討した結果、そう経費的に変わらない、800万ぐらいの違いありますよね、そういう経費の面見て、あと将来的にどうあるべき

か。

これから地域の住民も年々年を取っていく、車の持っている人はいいけど、持ってない人の日常生活の面もいろいろ考えた結果、これが一番妥当だということで委員会として判断いたしました。

以上です。

議長（吉田敏男君） 1番 星孝道君。

1番（星 孝道君） 質問が3回ということでありますから、先へ質問を進めたいと思いますが、ただいま御説明があったような中でのこの調査がされたということはわかりました。

そこで、この資料に添付もされておりますが、資料添付されておりますが、この郊南ルートを示し住民説明会をやったというふうにお聞きしております。川向地区、あるいは栄町地区の住民説明会はもとより、農業者に対しての説明会もあったと。

今回、栄町関係の部分については添付をされておられませんけれども、川向、そして農業者の関係では資料が添付されております。この資料を見るとき、私は、おおむね郊南ルートで了承されているというふうに理解をするところでありますが、そういった観点からの委員会での議論はされたのかどうか、お伺いしたいと思います。

それともう一つ、いわゆる住宅に影響は、沿道住民に影響はないといえども、農地を分断していく、しかも部分的には盛り土も発生すると想定されます。

かつて農協が、あそこの地に、乾燥工場周辺に施設を集約したいということから、農業委員会に農地の転用をお願いした経緯がございます。そのときに、いわゆる町内でも極めて優良農地であるあの地区の施設専用というのはどういうことなんだと、厳しくお叱りを受けたことも今記憶に残っているところであります。

もとよりあの地区、生産性の高い優良農地であることは紛れもございません。そういったことからの議論がなされたのかどうか、そ

れもあわせてお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 総務産業常任委員会委員長、答弁。

総務産業常任委員会委員長（大久保 優君） 再質問にお答えいたします。

当時、この件を付託されてから10月の10日に第1回目のときに、まず、地域住民の調査を大至急してくれということで調査を依頼しました。そしてその結果を受けたときに、これは調査不十分だということで再度やり直ししていただきました。

それでそのときに、既にもう上流第2ルートができ上がっております、案としては。これが住民に示されなかったように思われます。要するに、上流第1ルートと郊南ルートだけの説明に終わったように私は思っております。

そのことで今地域住民の意向を調査したときに、結果を皆さんに知らせたと出ておりますけれども、特に川向関係の方には、かなりのやはり現状の方に要望が中身として出ております。一番裏を見ればわかると思うんですけれども、そういうことを懸念しながらこのルートを選定したわけです。

それで、今申された土地の関係に関しても、やはり足寄町としてはなかなか肥沃ない土地を道路を分断するということは、当然うちらもその中でいろいろ検討してまいりました。

要するに、これから長い将来を見たときに、ある程度のことは犠牲は仕方ないなど、そういうことで判断して今のルートを選定したわけなんですけれども、やはり先ほども言ったように、そこに住んでいる弱者のことが大事だな、やはりいろいろ避難だとか、いろいろ日常生活の面、そういう面で考えて今の位置に委員会としては指定したわけです。

以上です。

議長（吉田敏男君） 1番 星孝道君。

1番（星 孝道君） 次に、いわゆる交通安全上の観点でお伺いをしたいと思います

が、かつて、先ほど話しました農協が施設を集約したその基本的なものには、いわゆる当時、北区にありました倉庫、ここの車両の出入りが交通安全上極めてリスクが高いといういわゆる関係機関からの指摘を受けておったことが、移転の原点でもあったというふうに今思っております。

今回、資料として添付されております通行車両、あそこの施設の利用の通行車両の台数等も記載されておりますが、いわゆる生産者からの搬入ルートは、中島通と郊南通に分散してあそこへ搬入されてるのが多いんだというふうに思っております。しかしながら搬出、いわば出荷車両というのは、ほぼ郊南通を往復している、しかも大型車両であるという現状がございます。

農協の考え方もお聞きいたしますと、今回、郊南ルートでかけかえするのが、交通安全上のリスクを回避するためにも最もベターなルートであるという理事会決議をし、このことを町に要望をしたというふうに私は常勤役員の方からお聞きをしております。

少子・高齢化が続き、高齢者がふえ、少なくなった子供があそこの校南通、学校における少ない子供たちが校南通に交通安全上のリスクを負わなければならないということは、将来的に私はどうかと、こんなふうに思っております。そういった交通安全上の関係から御議論がなされたのかどうかお伺いをして、終わりたいと思います。

議長（吉田敏男君） 総務産業常任委員会委員長、答弁。

総務産業常任委員会委員長（大久保 優君） 質問にお答えします。

当然この問題も委員会では十分検討されました。それで一番繁忙期の小麦の収穫時期を第1に想定して、約1,500台ぐらいの集荷入ると、その台数が、コンバイン自体が足寄に18台ぐらいあると思いますね、その中でいろいろと時間的な計算もしたところ、そんなに頻繁に走らないということで、現在も交通事故もなく済んでいるから、これから

ないということは限らないですけども、やはりそういうことを考えたときに、現状でもしそれが必要であれば、安全対策も道路に講ずればいいでないかと、そういう考えで進めてまいりました。

以上です。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） これ委員長に聞きたいんじゃないで、本当に町側に聞きたいんですけれども、それはできないので、委員長様の方から本当に町に要望を出してほしいなということで要望を言いたいんですけれども、農協で郊南ルートがいいということに決めたということに対しては、農協で話し合ったときには、町で示された2ヵ所しか話し合っていないと。

委員会で出した第3のルートまでは話し合いの場になかった、だからその第3のルートを入れた上で、また再度、農協の方に話し合ってもらおうという形で、もっとよりよい方向へ進めていくということできないのかどうか、お尋ねします。

議長（吉田敏男君） 今は要望みたいな形ですね。

他に質疑ございませんか。

10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） 関連させて質問をいたします。

これは委員会の決定ですからね、私どもはこの決定についてはとやかく言うものではございませんが、やっぱりこれは総務委員会の調査報告というのは、やっぱり議会の意思を表明するということになりますからね、これは極めて重たいものということに結論としてはなります。

そういう前提で、今、星議員の方から何点が伺っておりますので、重複しない形でお伺いをいたしますが、私も、これ現況ルート、郊南ルート、この二つしかなかったと思ってたんですよ。

どこでこれ出たのかなというふうに思っておりましたら、先ほど大久保委員長の方から、調査の過程で新たに出てきたものということですから、それは総務の調査の結果、このルートはどうなんだということで、ここに選定することが総合的に見ていいのではないかという結論になったと、こういうふうに判断は今したところでございます。

そこで、このルートということで方向づけしますとね、これ今までの行政のやってきたこと、それから住民、関係団体との意見交換、これは全部白紙に戻すということになってしまいますね。結局議会の意思を行政がそれを酌み取っていくということになりますと、全くゼロからの検討ということになりはしないかと思うんですよ。

この場合、私ども伺っておいたのは、いわゆる21年度予備設計に入るということで平成26年完成、計画ではそうなっておりますね。そうするとそれまでに間に合うようないわゆる環境整備ということで提示もされているわけですよ。

そうすると物理的にですね、先ほども出ましたけれども、農地分断だとか、あるいは新たないわゆる農地買収の問題とか、それから地権者との用地交渉だとか、こういう物理的な問題出てきますよね。

これは全くゼロからスタートするということになりますので、この計画に合っていくかどうかという問題がありますね。それが一つです、委員長に伺いたいのは、そのことをどう調査されたかということと、もう一つ、結果として費用効果の関係、費用効果といいますがね、費用の関係ではそれほど大差はないということでしたが、それは歓迎すべきことだと私は思っておりますけれども、用地交渉ですから、これは全然わからないんですよ。

例えば、対岸の問題と、それからこちら側の問題ありますよね。こちらの方も全く用地関係についてはわかりませんね、不明確です。そういう前提で今方向づけをするという

ことは、かなりの時間が要すると私は思っているんですよ。その結果について、議論経過についてお伺いをしたいということが一つあります。

それからもう一つ、住民説明会の関係ですが、これはどうあれ、一定程度可能性のあるもので住民説明求めていますね、こういうルート設定をしたいと。それから現況ルートでは、ここと新しいルートということで、ここについてはこういう問題が、費用の問題でこういう問題がかかるだかということ、そういう前提で議論されてるようですね。

私どもは、やっぱり町側とすればね、考え方とすれば、新ルートで何とか住民の御理解をいただきたいということの方向でやっていることは事実であります、いずれにしても、どうあれ、そこら辺の関係についてはおおむね合意がされてるといってそれは一定の前提もありますよ。

例えば、歩道をつけてもらいたいとか交通規制の問題とか、それからお年寄りの対策だとか学校児童の関係だとか出されておりますので、そういうものを一定クリアした上で賛同するよということがありますけれども、そういったものを考えますと、やっぱりこれはある程度重く考えていかなければならんことだと思うんですが、この二つについて委員長の見解を求めたいと思います。

議長（吉田敏男君） 総務産業常任委員会委員長、答弁。

総務産業常任委員会委員長（大久保 優君） ただいまの質問にお答えします。

単刀直入に言うと、用地の獲得の件なんですけれども、この件に関しては、3ルートとも同じことが言えると思います。決してこれは用地を確約してルートを設定したわけじゃありません。ただ、私たちは、一番理想的な道路案として委員会として提案したわけですよ。

あと、もう一つの学童関係、また福祉バスの関係に関しては、当然私たちも町側に確認しております。もし郊南ルートを渡った場合

にその辺はどうなるのかということで、これはまず前向きに考えたいということで、それは可能なことだと思います。それも確認しながら、現地点になったわけです。

以上です。

議長（吉田敏男君） 10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） お答えになった、答弁になったことはわかるんですよ。ここの理想的ではないかということにはわかるんですよ。

ただ、やっぱり理想的であるということと、それから現実対応、この解決していく環境整備するということは、ちょっと違う問題が出てくると思うんですよ。やっぱりそういうことにぶつかってしまいますから、現実ね。そういった可能性もやっぱり一定程度想定をしていかないと、実現できないということになりますよね。

私どもも委員長に理解してもらいたいのはね、例えば現況ルートで河川が改修されたときに、斜めに道路が走っているというこういう線引きをされておりましたね、当初。これよりも、これよりもね、それは取りつけ道路の関係で曲げているということだと思うんですけども、これよりも真っすぐ直線で入ってくる方が理想的であることは間違いありませんよね。それはそうなんですよ。

それから、再三やっぱり住民の意向ということを言われております。これは生活環境とすれば一番大事なことですから、そういった住民要望は無視できない、もちろんそこで生活されてる方いらっしゃるしね、そこに産業として位置づけられてる農協の施設もありますから、両方をやっぱり考えていかなきゃならんということになりますから、よくわかるんですよ。

だから、そこにルートを設定されたことというのはね、別に私は否定しているわけでも何でもないんですよ。それは確かに理想的なルーとしてはわかって、わかりますが、現実それがそういうことで対応していいのかがどう

かという問題とは別なんですよ。

先ほど言われたように町道があってね、私は、町道をやっぱり最大限活用すべきだと思うんですが、町道が走ってるのに、それも郊南ルートも町道が走って行ってますよね。用地の関係は、多少はそれはかかる場所があると思いますけれども、そういったことをルートとしてやっぱり考えていくべきだと私は思うんですけども、そういったことがある現況の中で、新たに町道をつくっていくということが、果たして住民感情として受け入れられていくのかどうかという問題もありますからね、この辺については非常に危惧しているところであります。

ただ、委員長にこれ以上求めても、恐らく同じ答えが出てくるんだと思いますがね、このことだけは私、申し上げておかなきゃいかんというふうに思うんですが、もしただけののであれば、再度その辺について見解を伺いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 総務産業常任委員会委員長、答弁。

総務産業常任委員会委員長（大久保 優君） 今の谷口議員の質問に答えます。

この件に関しても、うちらも7回、かなり慎重な中で、新ルートを設定するに当たりいろいろと議論してまいりました。それでやはりできれば現状の路線を使いたいというのは理想的だったんです。

しかし、この路線を使うと、宅地の移転だとか宅地の会社で移転が伴う、そして5メートル高くなると、それでどうしてもこれじゃ余りにも負担がかかり過ぎる、そういうことでそれで上流2案の方に行ったわけなんですけれども、当然、今谷口議員が言われたように、そのこともいろいろ含めまして考えました。

だけど、やはり長い将来を考えると、やはりここが一番住民にも近隣の住民の人たちにも一番いいだろうと、そういう判断に至ったわけなんです。

土地の改修等に関してはまだ未知の世界で

す。これはどこも同じです、どこのルートも。そういうことでやっぱり将来的に考えると、ここが一番いいという判断で委員会が結論出したことなんです。

以上です。

議長（吉田敏男君） 10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） そこで、これもし用地交渉だとかそういうことが、もちろん時間的なことありますから、これは議会のそういった意向を受けて行政がこれから動くということに仮になった場合、もちろん相手機関との交渉の問題もありますからね、これは橋をつけるという行為はそれは変わらないんだと思いますが、それはね。

どっちへ向かっていっても変わらないんだと思いますが、それに至るまでの条件整備の問題ですね、これがいつまでやっていってもいいというものだと私は思っていないんですよ、いつまでやっていってもいい。

それから、そういった用地交渉の関係で行き詰まったとき、これ河川改修に影響してしまうんだと思うんですよ。それを投げておいていいとは思わないんですが、この辺の絡みは出てこないのか、くるのか、この辺一つだけひとつ伺いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 総務産業常任委員会委員長、答弁。

総務産業常任委員会委員長（大久保 優君） 今の谷口議員の質問に答えます。

将来に向かっては、私は何も答えることはできません。

今、谷口議員の質問に関しては、将来の土地改修その他に関しての今後どうなんだということに、私は答えられませんと言ったわけです。それはどこも同じなんですよね。上流の1ルートも同じですよ。そういうことで私、答えられませんと言ったわけです。

以上です。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） 今、星議員、谷口議員が質問をしたことで、ダブることもあるかもしれませんが、まず、調査報告で委員会でもとめた件なんですけれども、これは先ほど谷口さん言ったとおりこれは重いものですから、そのことに対しては私もそのとおりだと思います。

それで問題は、例えば私としては11月の21日の議員協議会ですか、その中では第1と第2ルートしか聞いてなかったものですから、こういう結果が出てくるということは思わなかったんです。

それで、前の11月21日の説明の中で、土木現業所との関係がありますよね。例えば今この新ルート、現況ルートが出てきた場合、土木現業所とかそういう関係で、もし現況ルートで議会が進めるということになった場合、その辺のことについて委員会の中で、土木現業所とどういふかわりが出てくるのかということまで議論がされたのかどうか、まずそこを1点聞きたいと思います。

議長（吉田敏男君） 総務産業常任委員会委員長、答弁。

総務産業常任委員会委員長（大久保 優君） その件に関しては、討論されておられません。

以上です。

議長（吉田敏男君） 11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） 討論されてないということなんですけれども、そこが私は大事だと思うんですよ。

今までやっぱり行政と土木現業所の中である程度話がしてきてるわけですからね、そのことがやっぱり例えばこのことに決まったという報告があるんですけれども、そのことを抜きにして私はできないと思ってたんですけどもね。

それともう一つは、いろんな調査報告の中で、搬入ルートを含めて時間的なことも全部書いてありますよね。だからこれを見ても大筋、時間にしてもやっぱり1分、例えば時間

がかかって1分以内ぐらいなんですよね、多くなっても。

そういう中でもう一つは、先ほど地域住民のことも出ましたけども、当然私は、こういう地域住民の意見を大事にするということになれば、私は、やっぱり11月21日に提案されたこのことがやっぱり基本になるんでないかと思うんですけども、だから今言われた土木現業所の関係は話してないということになれば、今後どういう進め方をしていくのか。

将来ね、これ将来のことをさっき言いましたけれども、将来これこのままでいくのかどうか、ちょっとその辺も委員長にお聞きしたいと思うんですけども。

議長（吉田敏男君） 総務産業常任委員会委員長、答弁。

総務産業常任委員会委員長（大久保 優君） 先ほども谷口議員に言われましたとおり、その辺は私の交渉外なんでわかりません。

議長（吉田敏男君） 11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） 交渉外といっても、やっぱり最終的にこれ行政と土木現業所の話し合いになるし、そのことによってたまたもし変わるとしてもですよ、今出されてるルートにするにしても、やっぱりまた話し合いというのはあると思うんですけどね。

だから、そのことを話をしないで、そのことをどうなんだということを話をしないでやっぱり進めていいのかどうかということは、ちょっと私も疑問なんですけどね、ただ、先ほど言ったみたいに委員会の報告は重たいもんですから、これ以上は言いませんけれども、そこをもう少し私としては議論をして、時間もかかっていいから、報告をしてもらいたかったなという意見だけ申し上げて、終わりたいと思います。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、報告を終わります。

報告第4号

議長（吉田敏男君） 日程第7 報告第4号文教厚生常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、報告を終わります。

報告第5号

議長（吉田敏男君） 日程第8 報告第5号議会運営委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりでございます。ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、報告を終わります。

報告第6号

議長（吉田敏男君） 日程第9 報告第6号専決処分の報告について（車両事故による損害賠償の額を定めることについて）の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長中鉢武美君。

建設課長（中鉢武美君） ただいま議題となりました報告第6号専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書

車両事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1. 損害賠償額 24万7,065円

2. 事故の発生場所、日時等につきましては、別紙示談書のとおりでございます。

事故の概要でございますが、平成20年12月31日午前3時40分ごろ、足寄町南4条1丁目1番地先の国道241号線と町道神社通りが交わる交差点において、足寄町建設課車両室・沼田雅晴職員運転の除雪車が、国道上で方向変換のため町道に進入しようと左折発進したところ、右側より青信号で進入してきた足寄町西町9丁目1番地41、上田誠司さんが運転する小型乗用の左側面後部ドアからタイヤハウス上部にかけて除雪車のブラウと接触し、相手車に損害が生じたものです。

なお、運転手、同乗者にけがはありませんでした。

事故の原因としては、除雪車が交差点内にいたために、素早く移動するための作業操作に気をとられ、信号と右側の確認を怠って左折したことが原因でございます。

過失割合ですが、足寄町100%、相手側0%で、平成21年2月17日、示談が成立したものでございます。

今回の事故に関しまして、交通安全を率先して進めなければならない立場として、町民の皆様、議会の皆様に深くおわび申し上げます。

今後は、法令の遵守、作業手順を再確認し、安全で町民に信頼される除雪体制を築いてまいりたいと思っております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

報告第7号

議長（吉田敏男君） 日程第10 報告第7号専決処分の報告について（平成20年度足寄町一般会計補正予算（第11号））の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました報告第7号専決処分の報告について、御説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

専決処分書

平成20年度足寄町一般会計補正予算（第11号）を、地方自治法第80条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

補正の内容につきまして申し上げますので、5ページをお願いいたします。

平成20年度足寄町一般会計補正予算（第11号）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億4,601万2,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、先ほど報告いたしました交通事故に伴います賠償金24万8,000円の計上と、これの財源といたしまして、車両共済金を同額計上したものでございます。

以上で、報告第7号の提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

行政報告

議長（吉田敏男君） 日程第11 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、7点について行政報告を申し上げます。

まず、国道241・242号足寄町郊南交差点改良及び学校の沢川河川切りかえ工事に

ついて報告を申し上げます。

郊南交差点の改良については、過日開催の第5回臨時会において行政報告及び第6回臨時会閉会后における議員協議会において報告をさせていただきましたが、平成20年10月21日に行った郊南交差点安全パトロールにおいて、足寄町PTA連合会、足寄町自治会連合会、国道沿線自治会長など多くの団体及び各関係機関等から出されました意見、要望等を整理し、帯広開発建設部足寄道路事務所に対し、郊南交差点改良工事の早期実現化に向けての要望書を提出いたしました。

その後、郊南交差点改良事業費がゼロ国債の早期発注により予算計上されたことから、帯広開発建設部足寄道路事務所では、郊南交差点の急カーブを解消するため丁字路に改良することとし、平成21年3月中旬から平成22年3月下旬まで改修・舗装工事及び跨線橋の撤去等の改良工事を行うこととなりました。

なお、3月6日に町民センターにおいて、郊南交差点改良事業にかかわる説明会を開催し、帯広開発建設部足寄道路事務所から工事概要等についての説明をいただくことになっております。

普通河川「学校の沢川」の切りかえについては、第6回臨時会閉会后における議員協議会において報告をさせていただきましたが、帯広開発建設部足寄道路事務所において、郊南交差点改良事業と同時期に、旧銀河線用地を活用して整備等を行うことになっており、郊南交差点改良事業に発生土を流用する関係から、平成21年4月より河道の掘削工事に着手し、国道横断部分における河川切りかえ工事については、支障物件の移転補償契約の関係から、平成21年度末になる予定との報告を受けております。

普通河川の管理者である町としても、必要な流下断面の確保が可能となり、災害予防が図られることから、旧銀河線用地の活用と円滑な事業展開に向けて、積極的な協議と連携強化を図ってまいりたいと考えておりますの

で、御理解を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

次に、足寄町地域共同作業所の特定非営利活動法人への移行について報告を申し上げます。

足寄町地域共同作業所の特定非営利活動法人(NPO法人)への移行について報告申し上げます。

就労することが困難な在宅の障害者に対して、通所により生活訓練・作業訓練を行うとともに、就労の場を確保することを目的に、平成16年4月に開設いたしました「地域共同作業所」について、運営委託先であるNPO法人が、当該施設において平成21年度から自主運営していただくことにいたしました。

NPO法人は、地域共同作業所を自主運営することに伴い、障害者自立支援法に基づく就労支援継続事業を北海道の指定事業として新たに実施し、在宅障害者の就労支援の充実とNPO法人の財政基盤の安定を図ることとしております。

NPO法人の事業運営に当たり、現施設の無償貸与等所要の支援を図っていく考えでありますので、御理解をいただきたく存じます。

なお、地域共同作業所のNPO法人への移行に伴い、足寄町地域共同作業所設置及び管理条例の廃止について今定例会に提案しておりますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます、報告といたします。

次に、65歳以上の1号被保険者にかかわる第4期介護保険料について報告を申し上げます。

65歳以上の1号被保険者にかかわる平成21年度から平成23年度の3年間の第4期介護保険料について御報告申し上げます。

介護保険料は、3年を1期として定め、3年ごとに見直しを行うことになっていることから、本年は、保険料の見直しを含め、第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を作成いたしました。

計画では、次期事業期間における3ヵ年平均の要介護認定者数を483人、施設サービス利用者121人、居宅サービス利用者211人と見込み、3年間の介護給付費を、介護報酬の改定、近隣町の介護老人福祉施設入所者の増加、通所系サービスの利用増から、第3期の標準給付費総額16億9,297万円、これは見込みでございます。これに対し2億2,051万円増の19億1,348万円と推計しております。

これらの数値をもとに、65歳以上の1号被保険者の次期保険料を算定した結果、第4段階の一部軽減措置の実施、紙おむつ等の特別給付分を含め基準保険料月額、介護報酬改定に伴う保険料上昇を抑制するために交付される「介護従事者等処遇改善臨時特例交付金」407万2,000円を充てても、現行保険料3,192円より864円増加し4,056円となります。

しかしながら、急激な上昇を避けるため、高齢者保健福祉推進委員会の御意見をいただき、介護給付費準備金、平成20年度末見込み額約3,000万円、これを全額を取り崩し、月額3,700円といたしました。

65歳以上の1号被保険者の介護保険料は、制度開始以来9年間据え置かれてきましたが、今後3年間の保険料は、サービス利用者増による給付費の増加及び介護報酬改定による影響等により、基金を取り崩し保険料に充当するも、現行保険料水準では賄うことが困難なことから、保険料の引き上げをお願いする結果となりました。

今後の介護保険財政の運営を考え、より一層健康づくりや介護予防に努めるとともに、サービスの質の向上に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

第4期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成21年度～平成23年度）を本日配付いたしましたので、御参照願います。

なお、足寄町介護保険条例の一部を改正す

る条例を今定例会に提案しておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

次に、株式会社あしよる農産公社の存続について御報告申し上げます。

足寄町畜産物処理加工施設において、地場畜産物の処理加工及び製造を委託している株式会社あしよる農産公社の経営状況が3期連続で悪化していることから、経営内容の調査及び分析を行い、経営実態について把握し、経営課題の所在を抽出することによって、今後の業務委託に向けた方向性を検討することを目的として、財団法人北海道中小企業総合支援センターに経営分析を委託してきたところであります。

中間報告の経営分析内容については、第4回定例会で行政報告させていただいておりますが、当公社の主力製品であるナチュラルチーズは、近年、地産地消の意識の高まりにより、国産ナチュラルチーズの生産量が大幅に増加している状況であるため、今後の伸長も十分期待できるところであり、体制の立て直しにより、再生の可能性は十分残されているとのことであります。

2月20日に開催された臨時株主総会において、今年度の収支決算見込みは、1月末で373万6,000円の赤字、年度末の予測としては716万4,000円の赤字が見込まれ、4期連続の赤字決算となることが報告されました。

総会では、厳しい経営状況ではありますが、当公社は、足寄産の生乳を使用しチーズ製造を行っていることから、足寄町の畜産振興において重要な位置づけにあり、また、エーデルケーゼ館は、消費の拡大や地域の活性化、雇用の創出にも寄与している観光施設であることなどから、経営分析における指摘事項はもとより、抜本的な改革を実施して存続を求める声が強く出されました。

町としては、株式会社あしよる農産公社の果たす役割を重く受けとめ、1点目として、経営分析指摘事項に基づく抜本的な改革の実

施がされること。

2点目として、国が雇用失業対策として雇用機会を創出する「ふるさと雇用再生特別交付金」を活用し、技術部門及び営業部門の拡充を図り、消費者ニーズに基づく地域ブランド化の確立と、収益性の高い農畜産物の生産が図られること。

3点目に、農山漁村の地域資源を活用した地域振興活動に対する国の「^{ふるさと}農山漁村地域力発掘支援モデル事業」として、農家・関係企業・市町村による協議会を設立し、「広大な草地で草を食べる乳牛」から生産された牛乳を利用した製品ブランドづくりや、地域に愛される商品開発などを行うソフト事業が採択されており、これらの対策を図ることで、早い時期での経営健全化を進められること。

さらには、従来の製造業務委託契約の見直しを図ることを前提に、株式会社あしよる農産公社を存続すべしとの結論に達しました。

委託契約の見直しといたしましては、これまで畜産物処理加工製造業務委託契約に基づきチーズの生産を行ってきましたが、財産処分等の承認基準が緩和されたことにより、従来の製造委託から、施設を無償貸付とし、公社みずからの生産に変更することといたしました。

なお、公社への支援策として、施設管理業務を公社に委託することとし170万9,000円を新年度予算に計上させていただきましたので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、足寄町森林組合製材工場の事業縮小にかかわる支援策等について御報告申し上げます。

昨年未からの金融危機の影響で輸出が減少したことにより、パレット・梱包材の市場が非常に低迷しており、森林組合の製材工場の受注は激減している状況となっております。

このことから、森林組合では工場存廃の正念場と位置づけ、一部従業員の削減を図り、生産コスト抑制、ひき立て、生産性の向上と製品の販売拡大にさらに努める方針を打ち出

したところであります。

2月24日に開催された通常総会では、需要の高いおが粉生産において、家畜敷料等の需要・原料市況動向を見きわめ、販売体制の強化に努めることとされましたが、平成21年度においての加工部門における製材品の取り扱い量は、前年比6割程度に減産することとして、製材工場の事業縮小が承認されたところであります。

本町は、行政面積の約83%を占める森林に恵まれた地域であり、付加価値をつけた木材製品の生産や雇用確保の面から、製材工場を存続するために、森林組合製材工場の減産に伴う緊急の支援策を講じてまいりたいと考えております。

さらに、平成21年度に予定している足寄小学校の改築工事に伴う集成材の原料であるラミナーの原木についても、森林組合に発注し、町有林のカラマツ林により生産する方向で進めてまいります。

国の第2次補正予算に伴って実施する緊急雇用創出事業についても、現在検討を進めておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、土地区画整理事業に係る民事訴訟についてでございます。

平成21年第1回臨時会において提出議案の議決を賜りました、民事訴訟「建物等収去土地明渡請求」にかかわる訴えの提起について御報告申し上げます。

平成21年2月16日、斉藤道俊法律事務所と、建物等収去土地明渡請求事件にかかわる委託契約書、訴状委任状を締結し、同日及び2月24日、同法律事務所にて訴状の整備を図り、2月27日、代理人弁護士より釧路地方裁判所帯広支部に対し訴状の提訴手続を行いました。

訴状における請求の原因については、原告は平成19年2月15日、被告に対し、足寄町南1条1丁目1番・6番、南2条1丁目3番16の土地について仮換地指定処分を行い、平成19年2月21日から従前の土地に

について使用・収益する権利を失いましたが、仮換地指定処分後の土地について管理権を取得しました。

仮換地が指定された場合において、従前地の管理権については、他の者の管理権が設定されない場合は、施行者である原告に帰属することになっており、現在もその土地の一部に被告所有の建物が存している。

原・被告間の交渉については、原告は被告に対し、上記物件の撤去を別件の行政事件訴訟の代理人を通じて依頼したが、被告から承諾を得ることができませんでした。

原告が民事訴訟提起を選んだ理由として、被告所有の建物は建築確認を経ていることが原告には確認できず、また、建築基準法で定める基準を満たすような基礎がない状況で、土地区画整理法に基づく直接施行を行った場合、一つとして、建物基礎の造成をせずに行った場合は、建築確認審査を受けることができない。

二つ目に、建物基礎の造成をして行った場合は、建物の同一性が損なわれる上、原告の負担により被告に直接施行前に比べて過大な利益を与えることになり、被告に対する求償権がない。

これらのことから、原告は、被告に対する直接施行ではなく、本訴提起を選択するに至ったものであり、原告は被告に対し、土地区画整理法100条の2の規定による管理権に基づき建物を収去し、土地を明け渡すことを求める。

以上の経緯により原告は本件提訴に至ったものであるが、国道本工事を平成21年8月に控えているため、それまでに被告が建物の撤去に応じないようなケースにおいては、直接施行を選択せざるを得ない。

しかし、原告としては、可能な限り直接施行を回避したいので、被告が自主的に応ずるのであれば、建築物の撤去に関する損失補償についても、任意協議による補償を行いたいと考えているところでございます。

なお、本件は行政処分の公定力に基づき提

訴しているため、本件における和解は、別件行政事件訴訟において行政処分の違法性に影響を与えるものではなく、原告としては、建物の撤去を前提とした和解を強く希望する次第であります。

訴状の主な内容については以上であり、今後、原告である足寄町として、司法の場を介して任意協議の実現性と、管理権に基づく建物を収去し、土地の明け渡しを求めていると考えているところであります。

また、今後における審理内容については、町議会開催時に行政報告をさせていただきまので、引き続いての御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

次に、国民健康保険病院の診療体制等について報告を申し上げます。

国民健康保険病院の医師体制につきましては、現在、常勤医師内科2名、外科2名により診療を行っておりますが、このたび副院長（院長代理）から、本年の3月31日をもって退職したいとの意向が示されたところであります。

当該副院長につきましては、北海道（医療対策協議会）を通じ札幌医科大学地域医療センターから派遣をいただいております、後任については、いまだ北海道から公表されていないため、具体的氏名等の報告はできませんが、引き続き勤務いただける医師は内定しており、過日、当該医師が視察のため来町、懇談いたしております。

なお、北海道からの正式決定は3月下旬ごろと聞いております。

次に、2月末をもって退職された副院長の後任についてでございますが、平成21年第1回臨時会において報告いたしました医師の勤務が決定したところであり、赴任は本年4月上旬を予定しております。

なお、昨年から赴任していただいている2名の外科医師同様、消化器外科の診療が専門でありますので、現在、これらの専門性を最大限発揮し、医療水準の向上も期待できる診

療方策の構築を協議をしております。

次に、職員の再任用についてでございますが、現事務長は、平成17年7月から在任、この間、平成18年度には診療報酬改定による大幅減収や看護師不足が続き、さらには、昨年度は医師4名のうち3名が退職するという大変な状況の中で在任しており、今年度においても、4月には院長を含めて2名の医師が新たに赴任するなど、医療体制が安定するには、いましばらく時間が必要なことから、本年3月31日付で定年退職となりますが、再任用を行い、医療体制の維持安定を図ってまいりたいと考えております。

また、昨年度から臨床検査技師長の再任用も行っておりますが、現技師が臨床検査体制のすべてを掌握するには、もう少し時間が必要でありますので、現技師長を引き続き任用し、臨床検査体制の維持・充実を図ってまいりたいと思っております。

次に、公立病院改革ガイドラインの策定についてでございますが、平成19年6月19日閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」に基づき、平成23年度経営収支の黒字化を目指すとともに、各指標の目標値を定めた「公立病院改革プラン」の策定に取り組むよう総務省から指示があり、当病院会計においても、町長を委員長とした足寄町国保病院経営改善委員会及び国保病院職員をメンバーとした足寄町国保病院経営改善事項調査委員会を設置し、経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しについて協議・検討をいたしました。

再編ネットワーク化、経営形態の見直しにつきましては、町内に介護型病床を有する病院の平成23年度末の方向性が未定であること。北海道が窓口となり、十勝全体で「十勝管内自治体病院等広域化連携検討委員会」が設置され、検討を開始していることから、これらについては今後の動向を注視しつつ検討事項とし、今回のプランは、経営の効率化を中心とした策定を進めております。

また、町内有識者6名による有識者会議を

設置し、プランに対する御意見や御検討をいただいております。

なお、今後のスケジュールは、3月上旬に策定を完了し、町議会文教厚生常任委員会に報告、調整の後、北海道に提出、受理後、議会への報告、町民の皆様への公表の手順で進めてまいりたいと思っております。

以上、国民健康保険病院の現状等について報告といたしますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。11時30分まで休憩をいたします。

午前11時15分 休憩

午前11時30分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

次に、教育委員会から教育行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

教育委員長星崎隆雄君。

教育委員長（星崎隆雄君） 教育委員会より行政報告を3点申し上げます。

まず1点目、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について御報告申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成19年6月27日法律第97号）に伴い、教育委員会は、平成20年度から、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならぬことになりました。

また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされており、3名の委員を委嘱し評価をいただきました。

この法律改正の趣旨は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくことにあると考えております。

今回、作成いたしました報告書につきまし

ては、法律の改正後初めてのものであり、国や道からのマニュアルがない中作成いたしました。主な項目といたしましては、教育委員会の開催状況、教育委員会の活動状況、事務の管理及び執行状況の点検及び評価に係る結果表、事務事業の評価総括表等で構成いたしました。

議員の皆様のお手元に別冊として御報告させていただきましたので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

2点目、ウエタスキウィン市中学生・高校生訪問団の来町について御報告申し上げます。

足寄町とウエタスキウィン市は、平成2年に姉妹提携を結び、人的交流を中心に国際交流活動を続けております。

このたび、ウエタスキウィン・足寄友好協会から連絡があり、中学生・高校生の訪問団一行が来町することになりました。

訪問団一行は、平成21年4月6日にウエタスキウィン市を出発し、4月7日から4月16日までの10日間日本に滞在し、本町へは4月12日から4月16日までの5日間、滞在することになりました。

一行は、中学生4名、高校生1名、引率者3名の計8名が来町し、前回の第4次訪問団は、平成12年4月に22名が来町しており、今回は5回目の訪問団受け入れとなります。

受け入れに当たりましては、足寄町、WAの会、教育委員会の三者で受け入れ実行委員会を組織して対応したいと考えております。

本町での滞在中は、ホームステイをしながらホストファミリーとの交流、足寄中学校・足寄高校への1日体験入学や町内の公共施設見学などを行い、日本文化を体験するとともに、両市町にとって有意義な交流となることを期待しております。

また、9月には本町より第10次足寄町中学生・高校生海外研修訪問団をウエタスキウィン市に派遣することから、今回の訪問団

受け入れを契機に、交流がますます深まり、両市町の友好親善が深められることを願っております。

町議会の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

次に3点目、足寄動物化石博物館の管理運営について。

足寄動物化石博物館は、開館以来10年を経過しており、近年の入館者数は1万4,000人台で推移いたしております。

この間、平成17年に足寄町議会文教厚生常任委員会より、管理運営経費、入館者・収入対策等に関し貴重な御意見をいただき、その実現に努力してまいりました。

現在、3名の職員と補助職員での管理運営を行っておりますが、この間、将来にわたる博物館の管理運営のあり方を検討してまいりました。

このような状況の中、開館以来業務に携わってまいりました現館長が本年3月で定年退職を迎えることから、新たな管理運営体制に移行するまでの間、博物館業務に精通いたしております現館長を館長兼学芸員として再任用し、業務の維持管理・充実を図ってまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

行政執行方針

議長（吉田敏男君） 日程第12 行政執行方針について、町長から行政執行方針を申し述べます。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、平成21年第1回足寄町議会定例会の開催に当たり、町政執行に臨む基本姿勢と主要な施策について、私の所信を申し上げます。

町民の皆様の御理解と御支援をいただき、町政を担当して間もなく6年がたとうとして

おります。

この間、その責務の重大さを認識し、町民の皆様の知恵と力を結集し、協働の力で「活力ある町」「温かく安心して住める町」を目指し、町政の執行に当たってまいりました。

特に昨年は、本町にとって、明治41年4月1日に足寄外3ヵ村戸長役場が開庁されてから100年を迎える記念すべき節目の年でもありましたが、今日の足寄町は、厳しい自然の猛威に耐え忍び、幾多の苦難を乗り越えてきた先人達の偉大な精神力と知恵で築かれており、こうした偉業を受け継ぎ、より一層足寄町を発展させるため、「協働のまちづくり」の推進を図ってまいりました。

政府は、少子・高齢社会が急速に進展する中で、持続可能な社会システムの構築を目指して構造改革を強力に推進してまいりました。

この中で、分権の推進や道州制など、国と地方の関係も大きく見直され、地方が自主・自立の自治体運営を行う地域主権の確立への流れがますます加速しております。

しかしながら、本町を含め地方の現状は、財政はもとより、依然として景気回復の兆しが見えない状況の中で、昨年末以降、世界は同時不況に陥り、国内はもとより道内・町内においても、その影響ははかり知れないものとなっております。

都市と地方の格差拡大が進み、現下の厳しい地方財政状況の中での行財政運営が求められておりますが、こうした状況と将来の課題を見据えながら、本年度においても「第5次総合計画」「自律プラン」を基本に事業実施の推進を図ってまいります。

次に、重点施策について申し上げます。

平成20年度の重点施策を本年度においても引き続いて実行してまいります。

1点目として、町民と行政が協働するまちづくりの推進

2点目として、効率的行政運営の推進

3点目として、活力ある循環型安定農業と農村づくりの推進

4点目に、自然環境を守り、豊かな森林資源を生かした「木のまち」足寄の創造

5点目に、資源活用による地場産品開発と特色ある商工業の育成・振興

6点目に、豊かな心をはぐくむ教育と芸術・文化の振興

7点目として、町民が安心できる福祉と地域医療体制の充実

以上7点を基本に据え、町政の執行に全力で取り組んでまいります。

次に、主な項目ごとの方針を申し上げます。

まず、農林業振興対策についてであります。平成20年度は、全国的な燃油・肥料の高騰により、町内農家全体で経費負担の増加額は4億3,635万9,000円となりました。

このような状況から国は、平成20年度に緊急対策として肥料・燃油高騰対策事業を実施し、本町全体で3億544万9,000円の支援を申請をしております。

燃油については、ほぼ前年並みまで値下がりしたものの、肥料価格は、原材料の不足などから価格上昇が続いております。

特に、肥料使用の高い畑作農家では厳しい経営状況となっておりますことから、畜産農家から排出される家畜排泄物を堆肥化し、土づくりの貴重な資源として利用拡大を図り、化学肥料使用量の削減を図るため、耕畜連携地力増進（堆肥利活用）事業を実施いたします。

また、農業者や農協など関係機関と連携し、耕畜連携の取り組みを積極的に行い、環境にやさしい資源循環型農業を推進いたします。

本町においては、後継者不在農家等による農業従事者の減少や高齢化が進み、離農や遊休農地の発生等、本町農業・農村地域が危機的状況になることが予想され、農業後継者の就農促進はもとより、新規就農による生産規模の維持や農地の活用に向けて、国・道と連携し、さまざまな制度・政策を活用しながら

ら、新規就農者を初め農家子弟等、農業担い手の確保及び育成対策を重点施策として推進しておりますが、平成20年度に完成した新規就農技術習得施設を核として、就農志向者・研修生などの受け入れを強化し、将来を見据え農業の維持・増進を図ってまいります。

中山間地域等直接支払交付金は、後期対策最終年を迎え、制度を活用した農業・農村づくりについては、必修条件である10～15年先を見据えた集落農業ビジョン（マスタープラン）や5年間継続耕作管理、協定農用地付随施設の維持管理、多面的機能の増進とあわせ、すべての集落において10割交付を目指した生産性・収益向上、担い手育成、集落営農の組織化等の取り組みを強化し、今後においても農協、農業委員会との連携により推進を図ってまいります。

また、平成19年度より導入した農地・水・環境保全向上対策交付金による、非農業者を含めた地域ぐるみで、農地・開水路・農道などの農業資源の保全活動や施設の長寿化などを共同で取り組む活動も定着しつつあり、化学肥料と化学合成農薬の5割低減等の、環境にやさしい農産物を生産する営農活動支援においても、平成21年度に10の組織が13品目において取り組む予定であり、交付金の額が1,355万円にふえるなど、積極的な取り組みがなされており、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図る支援制度の推進に向け、活動組織や農協など関係機関との連携を強化し、積極的に取り組みます。

土地基盤等の整備であります。現在実施している道営担い手畑地帯総合整備事業も完了年度となることから、将来の土地基盤等の整備については、農協・受益者と協議を行いながら、農業生産性向上のため、効果のある基盤整備を進めてまいります。

各種団体等補助金等については、限られた財源の中で、自立的かつ持続的な農業振興対策を念頭に置き、行政、農業団体、農業者の

役割分担を明確にし、将来につながる取り組みを推進していきたいと考えております。

最後に、大規模草地育成牧場についてですが、平成18年4月1日より指定管理者制度を導入し、農協に全面委託を実施しており、管理・運営状況については順調に推移しておりますが、制度導入の折り返し点を経過したことから、指定管理受託者の農協と連携し、さらに利用者に対するサービスの向上が図られるよう努めます。

次に、林業振興について申し上げます。

森林・林業を取り巻く状況は、昨年末以降の世界的な金融危機や急激な円高が、住宅着工の減少や輸出型産業を中心とした景気の減退を招き、その影響から、木材価格の下落や輸出用梱包材等の激減が懸念されております。

本町においても、森林組合の加工工場の減産など、林業界にとっては大変厳しい状況下となっておりますが、「林業・木のまち」として、このようなときこそ環境保全・持続的な森林資源の造成に向け、造林や間伐等の推進に努めなければなりません。

今年度は、低気圧被害復旧の最終年であり、町有林を含めた民有林において確実な復旧の実施を目指し、事業の充実を図ってまいります。

また、地球温暖化防止策として森林バイオマスの総合的な活用が求められており、本町と下川町・美幌町・滝上町の4町で設立いたしました「森林バイオマス吸収量活用推進協議会」において、平成20年度に引き続きカーボンオフセットの制度設計及び実証調査を実施してまいります。

さらに、昨年度に引き続いて、除伐事業等における林地残材をペレット等に有効利用する仕組みづくりを推進してまいります。

次に、新エネルギー利用の推進について申し上げます。

地球温暖化防止対策や地球環境保全の見地から、新エネルギー利用促進が全国的に広がる中で、十勝地域におけるバイオマスエネル

ギー等の利活用を促進するため、十勝エネルギー特区推進協議会が設立されました。

協議会を効率的に運営するため、ペレット部会、BDF・エタノール部会、バイオガス部会が設置され、本町は、ペレット部会とバイオガス部会に登録したところであります。

本町におけるエネルギー利用の推進事業といたしましては、木質ペレット需要拡大を支援する燃焼機器及びクリーンエネルギー利用の太陽光発電システムについて、地域住宅交付金を活用して導入支援を行ってまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

豊かな資源を活用した体験型観光は、本町と池田町、本別町、陸別町の4町による十勝東北部地域観光検討委員会において体験メニューを確立し、修学旅行の広域的誘致を進めておりましたが、本年度、滋賀県と兵庫県の高等学校が9月に来ることが決定いたしましたので、本町でも体験メニュー整備を進めているところであります。

今後も、積極的なプロモーションにより、NPOあしよる観光協会との連携による体験型観光を目指すとともに、農村民泊導入に向けた研究会が設立予定となっていることから、導入事業者等の環境づくりを行ってまいります。

また、観光資源であるオンネトー地区では、野営場管理を含めて周辺環境美化を図っていくとともに、自然環境保全の観点から、交通規制を含めた環境に配慮した観光地としての方向性を、関係機関において検討してまいります。

イベントにつきましては、商工会や観光協会と連携し、第28回足寄ふるさと花まつりや第30回足寄ふるさと盆踊り・両国花火大会の実行委員会へ支援してまいります。

次に、商工労働振興について申し上げます。

急激な世界的経済危機により不透明な経済状況が続く中、中小企業者の運転資金や設備資金への支援として、中小企業特別融資制度

を継続し、低金利融資対策を図ってまいります。

商工振興は課題等が山積しておりますが、足寄町商工会では、商店活性化を図るための施策として、中小企業対策、地域通貨対策、空店舗・空地対策、シーニックバイウェイ推進などを検討しており、また、地域消費拡大を図るため、プレミアム商品券の実施も予定していることから、本町も継続して支援を行ってまいります。

労働振興については、公共事業の低迷により建設業は大変な時期を迎えており、関連して季節労働者及び求職者、若年層の雇用は極めて厳しい状況となっておりますが、緊急雇用対策交付金事業やふるさと特別交付金事業の活用を図り、本町の新産業創出と雇用促進を推進してまいります。

また、町内経済団体で構成されている「足寄町地域資源活用促進協議会」では、多方面での雇用促進を図るべき人材育成を目的に技能講習、研修を実施しており、町としては、事務局を担うなど協議会への支援を行うとともに、雇用促進に向けて推進すべき取り組みを検討してまいります。

次に、保健福祉施策の推進について申し上げます。

平成20年度から始めました特定健診・特定保健指導について、「足寄町国民健康保険特定健診等実施計画」に基づき、糖尿病等の生活習慣病該当者及び予備軍を平成24年度までに10%減少することを目標に、平成20年度は3回の集団健診と町内3医療機関等による個別健診を実施し、受診率30%を達成する見込みであります。

本年度は40%の受診率を目指し取り組むとともに、健診の結果、指導が必要な方々に対する特定保健指導を計画的に実施してまいります。

妊婦健診の公費負担につきましては、平成20年度に一般健康診査5回、超音波検査3回に拡大したところですが、国は、一般健康診査14回が望ましいとして財政措置を講ず

る予定であることから、本町においても14回に拡大するとともに、超音波検査についても4回に拡大し、本年2月受診から適用し実施いたします。

また、足寄町国民健康保険加入者の医療費の分析を行った結果、男性の2人に1人、女性の5人に1人が内臓脂肪症候群の該当者及び予備軍であることがわかりました。

このことから、住民1人1人が主体的に健康づくりを推進し、成人期から健康づくりを基本理念とした「足寄町健康づくり計画（平成21年度～平成24年度）」を策定いたしました。

計画は、「飲食・運動・歯科・たばこ」の4つの分野別目標を定め、個人・家庭・職場・地域・行政の取り組むべき方向を示しているもので、今年度から計画の着実な実行に向け取り組んでまいります。

高齢者・障害者福祉につきましては、本年4月から開設されます高齢者と障害者がともに暮らす「共生型自立支援ハウス」について、入居者の世話などをする支援員の配置を委託事業により実施し、入居者支援を図ることといたしました。

また、NPO法人による地域共同作業所「ふれあいホーム」の運営及び障害者の就労の場の確保を図るため、子どもセンターの清掃業務を委託する等支援を行ってまいります。

平成21年度から平成23年度までの介護保険料は、要介護認定者の増加とともにサービス利用者が増加してきていることや介護報酬改定の影響もあり、引き上げを行うことといたしました。

今後は、より一層健康づくりや介護予防に努め、第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の着実な推進を図ってまいります。

次に、特別養護老人ホームにつきましては、平成18年度から取り組んでいるユニットケアが町内外から高い評価を受けており、さらにサービス水準の維持向上を図っていくためには、人材確保と育成が必要なことが

ら、介護に従事する補助職員の待遇改善を行い、介護職の定着と職場環境の改善を図ることとし、必要な予算を計上しております。

子育て支援につきましては、平成20年度から実施しております「保育ママ」制度について、保護者に対する助成措置から委託事業として実施し、保護者の負担軽減を図るとともに、保育ママと保育園が連携し制度の充実を図ってまいります。

また、平成17年に策定いたしました次世代育成支援行動計画「子どもプラン21あしよろ」について、社会全体で子育てを支援していくための行動を実践していく計画として、今年度見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの計画を策定いたします。

次に、社会福祉協議会が建立する無縁故者の供養塔整備に対し支援を行うため、社会福祉協議会補助金に整備費用を予算措置いたしました。

次に、都市計画変更について申し上げます。

平成22年度に北海道が実施する都市計画区域内の整備・開発及び保全の方針の見直しに向けて、足寄都市計画基本計画（足寄都市計画マスタープラン）の見直しと、あしよろ銀河ホール21前の交差点隅切り部分の一部変更に伴う都市計画決定変更を行います。

次に、土地区画整理事業について申し上げます。

平成20年度に都市計画道路「東通」の都市計画決定変更を行ったことによる公共施設面積の変更、国道未整備区間及び新測量基準適合（世界測地系）による施行地区面積の変更、実績値を反映した事業費の変更等により、第4回目の事業計画変更を行います。

今年度における事業として、旧役場庁舎跡地の区画道路（32、35-1）の改良舗装工事、北5条で東通と国道を連絡する区画道路（59）の舗装工事を行います。

国道沿線については、順次、仮換地指定を行い、国道拡幅工事に支障となる建築物等の移転補償を実施し、道路管理者である国（帯

広開発建設部足寄道路事務所)による本工事にあわせ、上下水道工事を町が一体的に施工をいたします。

また、事業期間が平成30年度までと長いことから、清算金の仮清算業務について取り組んでまいります。

次に、まちづくり交付金事業について申し上げます。

平成17年度から継続しております「足寄駅前地区」につきましては、今年度が最終年であり、北1条通の改良舗装工事、高質空間形成施設(三笠通の照明灯設置)工事を実施し、平成20年度から始まった「銀河ホール21地区」につきましては、南1条通の改良舗装工事、銀河ホール21南側の駐車場、多目的広場の整備及び銀河ホール21本体の耐震診断を行います。

次に、地籍調査事業について申し上げます。

平成19年度から平成23年度までの5カ年を事業期間として、引き続き市街地の北区、南区、栄町地区の調査事業を進めてまいります。

また、平成21年度より白糸地区の一部、調査面積110ヘクタールと、上利別地区の一部、調査面積2,469ヘクタールを、平成24年度の完了予定で進めてまいります。

次に、公共下水道事業について申し上げます。

下水道事業は、平成6年度に事業着手し、平成20年度末で29.3キロメートルの管渠を布設してまいりました。

事業認可区域内の整備率は62.6%で、これに伴う供用開始地区内の水洗化率は72.9%、水洗化戸数率は71.2%になっております。

今年度の事業内容は、国道拡幅及び土地区画整理事業に伴うものと、道路改良にあわせて実施するもので、管延長は約1.6キロメートルとなっております。あわせて、次年度工事実施予定地域の調査を行います。

また、今年度中に策定しなければならない

「下水道中期ビジョン」では、今後の事業全体の検証も行ってまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

上水道事業は、国道拡幅事業及び土地区画整理事業並びに下水道事業に伴う配水管の移設や布設がえを行うとともに、道路改良による拡張工事や老朽管の布設がえを計画的に進めてまいります。

簡易水道事業につきましては、平成20年度に引き続き、上利別地区の石綿配水管の布設がえと配水池の一部整備を実施し、安心・安全な水道水の供給に努めます。

次に、公営住宅整備について申し上げます。

公営住宅の整備につきましては、平成17年度策定の「足寄地域住宅計画」に基づき、旧貯木場跡地に計画戸数52戸(子育て支援住宅14戸を含む)を「北団地」として整備を行ってまいりましたが、今年度事業をもって整備計画を終了いたします。

今年度事業といたしましては、平成20年度の繰越事業で建設する3棟12戸の附帯工事として、道路、駐車場、緑地、事務費等の予算を計上させていただきました。

次に、ごみ処理対策について申し上げます。

ごみの分別処理につきましては、町民の御理解と御協力により順調に推移しておりますが、さらに減量化に向けた取り組みとして、引き続き資源ごみの集団回収や生ごみ処理機等の購入に対し、その経費の一部を助成し、ごみの減量化を図ってまいります。

次に、合併処理浄化槽整備について申し上げます。

健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、下水道整備計画に定められた予定処理区域以外の区域につきましては、国の補助事業であります個人設置型浄化槽設置整備事業で昨年度から整備を進めておりますが、本年度においても高額な設置整備費用に対し補助基準が低いことから、浄化槽設置に要する費用の9割を限度額として補

助を行い、整備促進を図ってまいります。

次に、火葬場整備について申し上げます。

長年の懸案でありました火葬場整備につきましては、平成20年度予算において繰越明許事業として議決をいただいておりますが、今後の事業執行に当たっては、万全を期し早期完成に向け取り組んでまいります。

次に、国保病院の運営について申し上げます。

平成18年の診療報酬改定に伴う減収の影響が続く中で、医師の退職も重なり、大変厳しい状況下での病院運営となっておりますが、昨年4月に札幌医科大学地域医療支援センターから医師の派遣をいただいた以降、3名の医師を招聘することができ、診療体制を確立することができました。

また、療養病床から一般病床への病床種別の変更に伴って、15対1の看護基準を満たすことになり、患者さんの療養環境と国保病院の経営状況は改善に向かっております。

さらには、1月から多くの町民が望んでおりました眼科を、隔週ではありますが開設することができ、医療サービスの向上を図ることができました。

今年度においても、国保病院におけるコーディネート機能を強化し、在宅療養の継続支援・健診事業の拡充等、地域医療サービスの充実に努めます。

しかしながら、医療技術者等の不足状態は依然として続いており、経営改善を含め安定した医療体制確保につきましては、引き続いての課題と考えております。

次に、銀河線代替バス通学定期運賃差額補助の継続について申し上げます。

平成18年4月にふるさと銀河線が廃止されたことに伴って、その激変緩和措置として、北海道ちほく高原鉄道経営安定等基金を原資として、沿線1市6町が3年間の通学定期運賃の差額補助制度を実施してまいりました。

この補助制度が本年3月末で終了することから、十勝側4町により補助制度の継続につ

いて検討・協議を行ってまいりましたが、通学高校生の負担軽減と代替バス路線の利用促進のため、差額補助制度を継続することといたしました。

補助額は、足寄町ふるさと銀河線跡地活用等振興基金を原資とし、これまでと同様、バス通学定期券運賃と旧ふるさと銀河線定期券運賃の差額補助とし、補助期間としては、当面5年間を予定しております。

次に、本年度の予算の概要について申し上げます。

財政運営につきましては、健全な財政運営を基本とし、その財源は、税、地方交付税等において不透明な部分が多く、過大にならないように算定し、当面の措置として、財政調整基金から2億4,008万8,000円、公共施設建設等基金から1,400万円の繰り入れを予定し、収支の均衡を図ることとしております。

なお、公的資金補償金免除繰上償還の財源といたしまして、減債基金の取り崩しを計上いたしましたので、御理解を賜りたいと存じます。

したがって、本年度の当初予算案の規模は、一般会計81億3,892万円、昨年当初予算比2.2%増。特別会計36億7,514万円、昨年当初予算比7.5%増。企業会計13億3,335万6,000円、昨年当初予算比0.2%減。合計で131億4,741万6,000円、昨年当初予算比3.3%増となった次第です。

景気が急速に悪化し、国・北海道・町においては大変厳しい財政状況にありますが、今後におきましても、自律プランに基づいて確実に行財政改革を推進し、健全財政の堅持に努め、町民の皆様と協働のまちづくりを進めてまいる所存であります。

以上、平成21年度の行政執行方針を申し上げます。

町議会議員並びに町民の皆様の一層の御支援と御協力をお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） ここで、昼食のため

暫時休憩をいたします。1時再開といたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

教育委員会から教育行政執行方針を申し上げます。

教育委員会委員長星崎隆雄君。

教育委員会委員長（星崎隆雄君） 議長のお許しをいただきましたので、平成21年第1回足寄町議会定例会の開催に当たり、足寄町教育委員会の所管行政の執行に関する方針について申し上げます。

今日の社会は、少子・高齢化など社会情勢の変化といった時代の大きな流れの中にあります。21世紀を切り開いていく心豊かでたくましい人材を育成するため、教育基本法の改正を踏まえた新学習指導要領への移行が平成21年度から始まります。

さらに、昨年実施された全国学力・学習状況調査の結果から、北海道の児童・生徒の学力において、活用力不足という課題が見られたほか、学習習慣や生活習慣などにも課題が見られ、学校・家庭・地域が連携して確かな学力や豊かな心など、子供たちの生きる力をはぐくんでいくことが求められております。

このような中で、児童・生徒に「生きる力」をはぐくみ、「確かな学力」と「豊かな人間性」を育成する教育の展開が重要であり、諸般の施策を推進してまいります。

また、長寿社会の中で、生涯にわたって文化やスポーツに親しみ、学習し、生きがいを持って生活できる生涯学習について、足寄町総合計画に基づく「第3次足寄町生涯学習推進計画」に沿って推進し、豊かで充実した生活をつくり出すため、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「何からでも」学ぶことができる生涯学習の充実に取り組んでまいります。

学校教育の推進について申し上げます。

学校教育につきましては、豊かな心と健康

でたくましく生きていくための「生きる力」を身につけ、児童・生徒の個性に応じたきめ細かい授業を通して、基礎・基本を身につけた「確かな学力」の向上を図るため、学校図書や補助教材の充実を図るとともに、他人を「思いやる心」をはぐくむことを重点として取り組んでまいります。

「地域と連携した特色ある学校づくり」を推進するために、学校・家庭・地域社会と連携し体験学習の拡充、いじめ・不登校などの指導、学習支援ボランティアによる支援体制の充実に努め、倫理観や道徳教育の指導を通して、豊かな人間性をはぐくむ教育を図ってまいります。

また、学校評価の取り組みや学校評議員等の意見を反映するなど、開かれた学校づくりを進めてまいります。

児童・生徒の基礎・基本の確実な定着を図るため、教育内容の改善を進め、チームティーチングなど指導方法工夫改善事業を導入し、学習指導の充実とともに、国際交流員の積極的な活用により、小学校における外国語活動、中学校の英語教育を進めることでコミュニケーション能力を高め、外国文化などの理解を深める学習活動の充実に努めてまいります。

小・中・高の連携を図った教育につきましては、児童・生徒1人1人の能力・適性・興味・関心などの多様性に応じた教育を目指し、各学校間における授業交流などの連携を図ってまいります。

複式教育につきましては、少人数のよさを生かした指導計画により、地域環境の特性を生かし、みずから学ぶ意欲を高め、集合学習や交流学习を支援し、複式教育の充実に努めてまいります。

特別支援教育を必要とする児童・生徒への教育につきましては、1人1人の発達段階及び障害の状態に応じた指導のために学習支援員を配置し、個に応じた学習指導の充実に努めてまいります。

生徒指導につきましては、命の大切さ、他

人を思いやる心をはぐくむ指導に努めるとともに、情報モラル教育の徹底や非行、いじめ、不登校などの未然防止を図ってまいります。

その解決のため、生涯学習推進アドバイザーの活用により、学校・家庭・地域社会、関係機関が連携を密にし、子供たちの悩みや課題の解決など、指導・相談体制の充実に努めてまいります。

国旗・国歌につきましては、教育課程の適切な実施の観点から、学習指導要領に基づき指導してまいります。

児童・生徒の安全確保につきましては、各学校の危機管理マニュアルの活用を図るとともに、登下校時の交通事故防止や、「安全マップ」と「子ども110番の家」の活用指導はもとより、保護者・学校・地域並びに関係機関との連携や、スクールガードリーダーの活用などにより安全管理に努めてまいります。

教育環境の整備につきましては、平成19年度の基本・実施設計に基づき、平成20年度に足寄小学校屋内運動場を改築し、平成21年度には一部校舎の改築事業を実施いたします。

また、町内4小学校校舎の耐震診断につきましては耐震2次診断を実施し、その結果に基づき計画的に整備を図ってまいります。

学校給食では、近年の食材の高騰により、平成21年度から給食費を値上げさせていただきますが、今後も、魅力ある献立を通じ、児童・生徒の正しい食習慣の指導を図るとともに、衛生・安全管理の徹底に努めます。

また、地場産品を積極的に活用した「ふるさと給食」を実施し、郷土への関心を深め、安全な食材で魅力ある給食づくりと食育を推進してまいります。

足寄高校の存続に向けた取り組みといたしましては、平成20年第3回定例町議会で行政報告させていただきましたが、従来の学力向上に向けた取り組みへの補助制度を充実し、新たに、入学時一時金や見学旅行時一時

金、部活動への補助などを行い、「足寄高校を存続させる会」とともに、存続に向けた魅力ある学校づくりに引き続き支援・協力してまいります。

社会教育の推進について申し上げます。

社会教育の推進につきましては、町民1人1人の自発的な学習活動が、自分のためだけでなく、その成果を地域づくり、まちづくりへと生かしていく仕組みづくりを進めるとともに、社会の変化に柔軟に対応しながら、地域に根差し、特色を生かした町民の学習活動を支援する取り組みが求められています。

家庭は、子供が基本的な生活習慣や社会的なマナーなどの基礎を生活の中ではぐくむ場であり、「家庭教育学級」や子育て支援学習と交流の会「すくすく」の充実に努めるとともに、子どもセンターとの連携により子育て支援事業を推進し、家庭教育に関する情報提供の充実に努めてまいります。

青少年教育につきましては、「豊かな心」をはぐくむ必要があり、学校の内外を問わずコミュニケーション能力を高め、社会の変化に柔軟に対応できる創造性豊かな人材を育成するため、地域の自然・文化・歴史などの地域素材を生かした「冒険王」などの体験活動やスポーツ・文化芸術活動の支援、また、ボランティア活動など体験活動の充実に努めるとともに、「ネパールあしよる」「九州大学北海道演習林」などとも連携に努めてまいります。

成人期における教育・学習では、生きがいのある充実した生活を送るため、個性や能力を伸ばし自己の啓発や向上を図ろうとする意欲や自主性が重要であり、情報提供と学習機会の充実に努めてまいります。

また、長年培ってきた知識や豊かな経験を、異世代との世代間交流などさまざまな機会を活用するため、引き続き「ふるさと足寄100年塾生きがいスクール」や「学遊会」の事業を進めてまいります。

国際交流につきましては、引き続き国際交流員を招聘し、中学校における英語指導や小

学校での国際理解教育授業に派遣するとともに、小学生を対象とした英語クラブ・ペーパーキッズや保育園児を対象とした国際理解教室を開催してまいります。

4月には、ウエタスキウィン市中学生・高校生訪問団の受け入れを行うとともに、9月には、第10次足寄町中学生・高校生海外研修派遣事業団をウエタスキウィン市へ派遣し、実践的な英語の習得と外国の文化や生活、歴史などの理解と交流を深めるよう推進してまいります。

公民館本館は、施設の老朽化が著しく、平成20年度末で閉館し、これまでまちづくり、地域づくり、地域学習の拠点として活動してきた公民館活動については、町民センター、生涯学習館、生涯学習館分館を活動の拠点とし、今後も、学習機会の提供や文化・スポーツ活動の充実に努めるとともに、地域活動の支援を図ってまいります。

図書室につきましては、新刊図書の購入により充実を図るとともに、読み聞かせや乳幼児と絵本の出会い、親子の触れ合いを支援するブックスタート事業を継続して取り組んでまいります。

文化芸術の振興は、文化団体が行う自主的な文化活動を通して、すぐれた文化・芸術に触れる機会の提供と、地域文化の伝承活動や創作活動を支援してまいります。

文化財に関する方針について申し上げます。

町の歴史や発展の資料を展示して、学校教育や社会教育などに利用されてきた郷土資料館は、平成20年度、旧中足寄小学校校舎を利用して新規に開館いたしました。本年度におきましても郷土学習に活用するとともに、さらに町民に親しまれる運営に努めます。

足寄動物化石博物館は、本町から産出するデスモチルス類やクジラ類を研究し、世界に紹介する施設として重要な役割を果たしております。学校教育での利用、道東方面からの修学旅行の受け入れなどが定着してまいりました。

今後、さらに展示内容や体験活動を充実させ、地域の自然に根差しつつ世界につながる博物館として発展するよう、運営体制の見直しを含めて博物館活動の新しいあり方を検討してまいります。

国指定天然記念物「オンネトー湯の滝マンガン酸化物生成地」や町指定天然記念物「足寄石灰華半ドーム」、通称シオワッカにつきましては、それぞれの現象が持続するよう、積極的に保護対策を講じてまいります。

特に、湯の滝周辺の有害魚類の駆除につきましては、環境省等関係機関との連携により、継続的に取り組んでまいります。

体育・スポーツの振興について申し上げます。

体育・スポーツの振興につきましては、近年、急激な社会環境の変化に伴い、ストレスや運動不足、食生活の変化により健康への不安が高まる中、スポーツ・レクリエーションを通じた健康維持・増進に関心が高まっています。

そのため、触れ合いスポーツ大会の実施などスポーツに参加できる機会の拡充や、各種スポーツ施設の整備・充実を図るとともに、生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりが求められていることから、関係機関・団体との連携を図り、指導者の育成と指導体制を確立してまいります。

以上、平成21年度教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様の御理解と御協力を心からお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これで、行政執行方針を終わります。

議案第11号

議長（吉田敏男君） 日程第13 議案第11号監査委員の選任についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました議案第11号監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を足寄町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

提案をさせていただきます方につきましては、足寄郡足寄町南2条1丁目22番地 川村浩昭氏、昭和35年1月8日生まれでございます。

提案理由につきましては、平成21年3月31日欠員によるものでございます。

このことにつきましては、現在、星野代表監査委員さんに重責を担っていただいていたわけでございますけれども、実は2月9日付で、一身上の都合により3月31日をもって辞任をしたいという辞任届が提出されたことによるものでございます。

この間、重責を担っていただいて、何とか慰留に努めたわけでありまして、これは受理せざるを得ないという判断に立ちまして、新たな者を選任をいたしたいということで提案を申し上げます。

なお、川村氏の略歴、職歴、公職歴等につきましては、記載のとおりでございますので、説明省略させていただきます。

御同意賜りますよう御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、議案第11号監査委員の選任についての件を採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第11号監査委員の選任についての件は、同意することに決定をいたしました。

議案第12号

議長（吉田敏男君） 日程第14 議案第12号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました議案第12号固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を足寄町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

提案を申し上げます方につきましては、足寄郡足寄町郊南2丁目52番地11 小泉邦夫氏、昭和27年1月1日生まれでございます。

提案理由につきましては、平成21年5月8日任期満了によるものでございます。

なお、小泉氏につきましては、前任者が途中で退任をされて、その後の残任期間ということでお願いをいたしました。引き続きまた委員として選任をいたしたく、同意を求めます。

同意いただきますよう御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、議案第12号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第12号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、同意することに決定をいたしました。

議案第13号

議長(吉田敏男君) 日程第15 議案第13号人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長安久津勝彦君。

町長(安久津勝彦君) ただいま議題となりました議案第13号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

推薦する方につきましては、足寄郡足寄町南6条1丁目7番地 國見勲氏、昭和17年5月15日生まれでございます。

提案理由につきましては、平成21年6月30日任期満了によるものでございます。

なお、國見氏につきましては、引き続きお願いをしたいということで推薦をしたいということでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、議案第13号人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。原案による者を適任と認めることにしたいと思いますが、これに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第13号人権擁護委員候補者の推薦についての件は、原案による者を適任とすることに決定をいたしました。

議案第14号

議長(吉田敏男君) 日程第16 議案第14号町道路線の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長中鉢武美君。

建設課長(中鉢武美君) ただいま議題となりました議案第14号町道路線の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

道路法第10条第3項の規定により、町道路線を次のとおり変更するものでございます。

路線番号458。路線名・南1条通。起点・足寄町南1条1丁目15番地から終点・足寄町南1条5丁目3番地までの路線を、起点を足寄町南2条1丁目3番地の3に変更するものでございます。

この路線につきましては、まちづくり交付金事業で整備を行いますが、土地区画整理事業区域分を先に道路認定をする必要性から、変更をお願いするものでございます。

12ページに位置図等を添付してございますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) この道路については、以前は信号機がつく予定がないということだったんですけれども、その後の交渉に

よって信号機がつくようになったのかどうか、お尋ねします。

議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

建設課長（中鉢武美君） 現在のところ、つく予定にはまだございません。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 反対討論。

これについて、つくるときから反対していたんですけども、いやがっているのを無理やりどかして、信号機もつかないような危険な道路をつくる必要があるのか。何もこんなことをしなくても、駅の駐車場から真ん中辺を突き切って向こうへ行けば、信号機も要らない道路ができる。

信号機つかないような危険な道路、信号機つけばいいというもんじゃないが、駅前の交通量の激しいところをまた信号機をつけなければならないのかと、そういう何というか、余り理解できないような駅裏に行くのに遠回りな道路をつくる、この南1条通の向こう側へ抜けることに対しての条例変更について反対いたします。

議長（吉田敏男君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第14号町道路線の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 起立多数です。

したがって、議案第14号町道路線の変更

についての件は、原案のとおり可決されました。

議案第15号

議長（吉田敏男君） 日程第17 議案第15号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第15号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律から委任を受けて制定している条例でございます。

今般、法改正によりまして題名などの改正が行われましたことから、一部改正をお願いするものでございます。

また、字句の改正に関連いたしまして、足寄町職員の給与に関する条例中におきましても、あわせて改正をお願いするものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

題名中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第1条中「公益法人等」を「公益的法人等」に改めるものでございます。

附則といたしまして、第1項は施行期日でございます。公布の日から施行することとしてございます。

第2項につきましては、足寄町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。足寄町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の3中「公益法人等」を「公益的法人等」に改めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、14ページ、15ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照願いたいと存じます。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第15号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第15号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第16号

議長（吉田敏男君） 日程第18 議案第16号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題と

なりました議案第16号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、町長等の期末手当の加算割合を、平成20年度と同様に、引き続きまして平成21年度におきましても適用しないこととするものでございます。

改正条文の説明をさせていただきます。

足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加えるものでございまして、第20項といたしまして、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に限り、条例第4条第1項中「100分の15の割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とし、」を削ることといたしまして、期末手当の基礎額となる給料月額に、加算割合100分の15を乗じないこととするものでございます。

附則は、平成21年4月1日から施行するというものでございます。

以上のとおり御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第16号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第16号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第17号

議長(吉田敏男君) 日程第19 議案第17号足寄町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長(大塚博正君) ただいま議題となりました議案第17号足寄町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、教育長の期末手当の加算割合を、平成20年度と同様、平成21年度におきましても適用しないこととする改正でございます。

改正条文の説明をさせていただきます。

足寄町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

足寄町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加えるものとさせていただきます。

第11項といたしまして、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に限り、条例第2条第3項中「100分の15の割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とし、」を削るといたしまして、期末手当の基礎額となる給料月額に、加算割合1

00分の15を乗じないこととするものとさせていただきます。

附則でございますが、平成21年4月1日から施行するというものとさせていただきます。

以上のとおり御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第17号足寄町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第17号足寄町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第18号

議長(吉田敏男君) 日程第20 議案第18号足寄町農家高齢者生きがいセンター設置及び管理条例を廃止する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長藤原茂君。

福祉課長(藤原茂君) ただいま議題となりました議案第18号足寄町農家高齢者生きがいセンター設置及び管理条例を廃止する

条例の提案理由を御説明申し上げます。

農家高齢者生きがいセンターは、農家高齢者の生きがい対策として昭和53年度に中足寄に整備され、木彫りや陶芸等の創作活動が行われていましたが、平成15年に、介護予防や生きがい活動を目的に整備いたしました旭町ふれあいプラザに農家高齢者生きがいセンターの機能を移転しておりますことから、農家高齢者生きがいセンターの用途を廃止するとともに、本条例を廃止するものであります。

次に、内容について御説明申し上げます。

足寄町農家高齢者生きがいセンター設置及び管理条例を廃止する条例

足寄町農家高齢者生きがいセンター設置及び管理条例は、廃止する。

附則でございますけれども、この条例は、平成21年4月1日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） ただいまの提案理由の説明を拝聴しておりましてね、実質機能が失ってから現段階で廃止をするというその間の意味合いは何かあったのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

5年間経過してますよね。特段、法規制があって廃止をできなかった理由があったのかどうかね、なぜこの段階でやるのかと。この未来形については、それなりにお聞きしてるんですけどね、条例制定上の問題についてお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

福祉課長（藤原 茂君） お答えいたします。

この分につきましては、建物として平成2

年に補助事業で増築をしてございます。このたび、平成20年の5月に出されました補助事業の弾力化といいますか、補助事業等により取得し、または公用の増加した財産の処分等の承認基準というものが示されまして、それによりまして、10年以上経過したものについては財産処分ができるというような規定が設けられたことによりまして、今回、条例の廃止にさせていただいているところであります。

以上です。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 今の規制緩和等を含めた感じの中で、それは十二分に承知してるんですが、それはそれで国は国として、しかしその間ね、この管理条例を制定してあったわけですから、その間どういう状況の執行だったのか。

ただ、今回そういうことの規制緩和等の中で、補助の緩和されたことで後ほどの、例えば農産公社の関係もそうですね、行政報告によりますれば、同じ同様な国の政策転換に基づいて、財務的に転換に基づいてそういう措置がとれると、これは承知の上の事実なんですけどね、ただ問題は、旭町にその本来機能というものが移転されて、一定の業務が移行してますよね。その間の間についてはどうということのかなということでお尋ねしてるんですよね。

まるっきりの空白時点ですよ。その間どんな管理をされて、この条例というものが実質機能として、実態としてなし得てあったのかなかったのか否や、その辺についてちょっとお尋ねしてるんですが、いかがですか。

議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

福祉課長（藤原 茂君） お答えいたします。

この間、農家高齢者生きがいセンターとしての機能は休止しておりました。

以上であります。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 休止してあったのは

私はよく承知してるんですよ、目と鼻の先ですから。だけど、この条例上の機能としてどうだったのかなということやね、もう少し要約いたしますれば、この状況下のままでこれでいいのかという、この種のものというのはもうないのかという問題もあるんですよ。本来の機能が失われて、しかしそのまま設置してあると。

一般論からいくと、何かアクションを起こすために、どうしてもそれを変化を加えなきゃならんと、例えば条例制定があるんなら廃止条例を制定すると、次の目的に使うためのというのは普通はある、これごく当たり前のセオリー的なことなんですよ。

けど私は今お尋ねしてるのは、そういうことではなくて、本来機能は休止しておりますと、本来休止してるとなると、この当該施設の管理というのはどうだったのかなということの問題点が出てくるんですね。構築物としては現存してあったわけですから。

いるときはしかるべき一定の管理をしておったんですね、私の承知してるここでは。当然嘱託職員ですよ、所長も置いた経過もございまして、何人かOBの方やった経過もありますからね、私は、この本議案にとどまらず、この際、やっぱりそういうことについてね、執行するサイドの中からきちっとやっぱり精査をするというか、この種のものについてどういう扱いするのかということですよ。

それから、次にまた提案されるやつも同じようなこと言えますね。あえて今申し上げて、次の議案についても同じこと言えるんですけど、その辺について理事者の方から全部、この辺になるともう担当課長の域出てますでしょう。それとも、担当課長も御定年ですから、一つの一見識を示すいい機会ですから示していただいても、私、質問者としては結構でございますけど、いかがですか。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 私の方からお答えをさせていただきたいというふうに思いま

す。

町内にはいろんな公共施設がございまして、全部とは申しませんが、ほとんどが何らかの補助事業を導入して設置をしているということでございます。

そのうち、今回提案させていただいておりますいわゆる生きがいセンターの分でありませうけれども、これは議員仰せのとおり、もう数年前に、あそこの生きがいセンターとしての用については、旭町の生涯学習館の方に移行をするというようなことで経過をしておるわけでございます。

これまでこの管理条例を廃止しないでずっとこのままだというものは、やはり単刀直入に申し上げますと、やっぱり補助金絡みのことがありました。

また、さらには使用目的といいますが、これが明確なものというものも新たなものも出てきてない、当然それは補助金を、場合によっては他用途に変更する場合は補助金返還だとか、そういうことも含めてそれは対応可能ということであれば、それはもちろん対応可能ではありましたけれども、しかし、今までこのままにしていたというのは、まずは単刀直入に言って補助金の関係があったということでございます。

これが議員も仰せのとおり、規制緩和のことも含めて、この補助金にかかわる規制が緩和をされたということでございます。

そこで、ある意味原点に立ち返って、じゃあこの生きがいセンター、条例の設置目的のとおりまた復活をする可能性があるのかというと、これはもうそうはならないと。

むしろ、その規制緩和をされたということもありますから、これはもう条例を廃止をして、普通財産に移行をして、そしてまた新たな用途といいますが、使用に充てていきたいと、こんなふうに考えております。

なお、御案内のとおり、既にこの条例を廃止する以前から、今のあそこの施設の一部、全部でありませうけれども一部につきましては、この間議会でも報告させていただいてい

るとおり、地元のササを活用した事業展開ということで、これは協同組合が設立がされておりまして、協同組合の方に貸し付けを行っているというようなことでございます。

ですから、この条例を廃止した後、普通財産として、これはまたその協同組合の方に引き続き貸し付けをしていきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいというふうに思います。

なお、他の施設についてもどうなんだということでございますけれども、基本的にはそのことが規制緩和されたということでございますから、基本的にはそれにのっとり順次、使用目的等々も含めて利活用の検討をしながら、順次これと同じような取り扱いの中で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第18号足寄町農家高齢者生きがいセンター設置及び管理条例を廃止する条例の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第18号足寄町農家高齢者生きがいセンター設置及び管理条例を廃止する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第19号

議長（吉田敏男君） 日程第21 議案第19号足寄町地域共同作業所設置及び管理条例を廃止する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長藤原茂君。

福祉課長（藤原茂君） ただいま議題となりました議案第19号足寄町地域共同作業所設置及び管理条例を廃止する条例の提案理由を御説明申し上げます。

本条例は、就労することが困難な在宅の障害者に対して、通所による生活訓練・作業訓練を行うとともに、就労の場を確保することを目的に、平成16年4月に開設いたしました地域共同作業所の設置及び管理に関し必要な事項を定めたものでありますが、平成21年4月から、現在運営を委託しておりますNPO法人への事業移行に伴い、本条例を廃止するものであります。

次に、内容について御説明申し上げます。

足寄町地域共同作業所設置及び管理条例を廃止する条例

足寄町地域共同作業所設置及び管理条例は、廃止する。

附則でございますが、この条例は、平成21年4月1日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 18号議案の中にも審議をさせていただき、会議規則の関係で3回しか質疑ができませんでしたので、改めて本議案についてもちょっと質疑をさせていただきます。

先に向けて、この議案を条例を廃止して先の執行についてはわかるんですね。18号議案も一定の理解は当然示すし、反意を示すも

のでは全くございませんけど、ただ私、一番気をつけなきゃならんこと私あると思う、留意点が。

というのは、この財産はあくまでも足寄町なんだ、18号議案ももちろん足寄町の財産なんですよ。設置条例を制定して、そういう目的に沿って執行する、例えば18号の議案対象の事案でありますればね、例えば農産公社のエーデルケーゼ館同様、これは行政報告にされてる、具体的にまた何らかの形で質疑をさせていただきますけど、無償ということ、一方ではまた170万9,000円、管理経費として、管理経費って、まだ電気保安等もろもろ含めてのそういう意味でのランニング上の維持管理費をすべて町が持つと、無償の上に町が持つなんていうのは余りないケースです。

これは後ほど具体的にまたその議案でお尋ねすることにして、特にやっぱりこういう議案はやっぱり留意しなきゃならんのは、財産は町だと、目的が違ったよと、目的が終わったと、そして違った形で変化していくと。先ほどの前18号議案はもう30年ですよ、経過して。その間のここ5年間の話ですよ。

それはそれで私は理解しなきゃならんと思ってますけども、ただ問題は、一定の本来目的が時代の変遷とともに推移して行って、事業体のあり方が変わっていくと、これが19号議案ですよ。これは年数は短うございませぬ。そこであと何が課題かと、それはそれで私はよろしいかと思うんですよ、それは。

しかし問題は、やっぱり財産そのものが足寄町の財産であるということ、どこかでえてして錯誤があってはいけないと、錯誤があってはいけないと。

あくまでそっくり無償で、例えばエーデルケーゼ館の場合は無償でやる、ただ、使うだけ無償ですからね、そのうちに逆な形になっていってはいけない、足寄町の財産であるという認識を第一義的に持つことが肝要だなと私思うんですよ。

それも現状の中で一定の経過の中で売り払うことも可能なんですよ。現状の状況の法規範の変化に伴って売り払うことも可能なんですけど、それは次の手段で、前段だけはきちっとやっぱり堅持していただかなければ私は困ると思うんですよ、やっぱり。

私も一定の中で議会で予算を議決して、一定の構築物資産ができ上がってね、そして一定の事業運用は本来目的に沿ったと。けど時代の変遷にとって、その本来目的の運用の仕方が今、今回は本議案はNPOさんがやっていただけということでそういう方法をとったんですけど、でも、やっぱり忘れてはならない原点は一つあると思うんですよ。その辺に対しての認識をちょっと示していただきたいなと思うんですよ。いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

議員仰せのとおり、この設置条例、あるいは管理条例を廃止することによって、今回提案申し上げている件につきましては、その財産を処分するということではございません。

ですから、先ほどの議案につきましては、行政財産から普通財産に引き継ぎをし、普通財産として管理をし、そしてまたいろんな使用目的に基づいて貸し付けするなり、あるいは場合によってはこれは当然無償だとか有償だとかということがございませぬし、これはまたちょっと補助金の絡みがあって、また後ほど質問のところでもまたお答えをさせていただきますというふうに思ってますけれども、これは将来にわたっては、また当然、普通財産として処分すべきだということになれば処分ということもあれば、当然この処分についても、無償なのか有償なのかということは当然出てくるというようなことではございませぬ。

ですから、当然議員御指摘のとおり、これは足寄町の財産として現存することは間違いございませぬし、その処分、財産の処分ということのところまでは、まだ今回の提案のところ

では至っていないということでございますから、これはまた引き続き無償貸し付けなり、あるいは有償貸し付け等々、使用目的に応じて、また議会にも相談をさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 当然、今、町長の認識を示したことがノーマル的な執行かなというふうに、私はそのとおりだと思います。

それで次の留意点ですけどね、今回、設置管理条例がなくなることによって、管理条例がなくなることによってその管理のあり方、一定の先に向けた状況によっては、例えば公営住宅だって売ることできますからね、そういう状況でそれに至るまでの状況の管理をやはりどうしていくのか、普通財産になった時点でどうしていくのか、行政財産から普通財産に、でも財産、足寄町の財産であることは間違いないと、その辺もやっぱり私は肝要かな。

農産公社の行政報告なり、いろんなよく読んで感じたんですけども、それにとどまらず、今、議案18号、19号議案もそうなんですけどね、その辺についてどのようなお考え方でいくのかね。例えば、当然そういうことの中での条件を付すのかどうかももちろんありましょけどね、それはどのようなお考え方でいるのか。

ということは、償却資産ですよ、構築物もいずれにしても、償却資産と何ら変わらない。建造物なんか、土地はともかくとしてね、上の建物はやっぱりそういうものの維持管理の問題も出てまいりましょし、適正なやっぱり管理というのもありましょし、使用される方ね。無償、有償はこれはまた別の問題として。その辺について町と行政当局側としてどんなようなことをお考えになってるのか、ちょっとお示しをいただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず、ちょっと論点整理する意味で、ただいま議題となっております19号のこの地域共同作業所の設置条例の廃止という分につきましては、これは生涯学習館の1室をですね、これはもちろん生涯学習館ですから行政財産でありますけれども、これを借り受けをして、そこでその場所をですね、場所を共同作業所だよということで指定をしてるということでございます。

そこで町がNPO法人に委託をして、事業展開をしていただいていたということでございます。ですからこの行政財産の貸し借りについては、これは従来どおり生涯学習館という行政財産の一部を引き続きNPO法人が借りるというような形になります。

あと、事業展開の部分で、まさしくこの管理条例というのは、事業展開の部分の場所の指定ということでございますから、これは町が委託をして事業展開をするということではなくて、NPO法人が直接今度事業展開をしていただけるということになったということでございます。

このことは、当然今までも町が委託してきたということは、NPO法人の活動に対する支援という意味も含めてありましたけれども、これは逆に直営でやっていただくことの方が、行政報告させていただいたとおり、NPO法人の財政基盤の強化にもつながるということで、こんな形をとらせていただいたというようなことでございます。

なお、次に今度、議員仰せの建物の固定資産、あるいは償却資産の貸し借りの関係でありますけれども、これも実は当然行政財産なり普通財産を貸し付けする場合、もっと言えば借り受けする場合、これは使用の利用する用途によりまして、もっと端的に言えば、有償なのか無償なのかということも含めていきますと、ある意味、新規事業だとか、そういうことであれば、当然町の支援策の一つとして無償もあるでしょう。

さらには、例えば単なる一般的な商売とい
いますかね、経済活動のために利用するとい
うことであれば、これは当然有償になるのか
なと、そんな思いもしておりますけれども、
いずれにしても、それはその使用目的等々を
しっかり見きわめた上で、その貸し付け、あ
るいは処分等の判断は適切にやっていきたい
というふうに考えておりますので、御理解賜
りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 本議案にとどまら
ず、一定のこういう状況の中で有効利用して
いく場合の留意点、例えば今の銀河ホールで
すよね、これ仮に営業だからといっても、実
際あれぐらいの家賃払って電気料払って、全
然採算合わないと思うんですよ。だから表勘
定でただそうやって、単なるそういうものの
考え方で私は立てないんでないかな。

したがって、さりとて、町民全体の財産と
いうことになれば、それは特定の者に対する
利益ということもありましょうし、適切な管
理ということもありましょうしね、貸すもの
は無償で維持管理もみんなって、それを称し
て政策という言葉、いい支援政策と、こう言
うんですけども、それだって限度あると思うん
ですよ、やっぱり。

私は、やっぱりその辺を理事者としてもき
ちっとめり張りつけて、今、本議案になって
るようなものについては、そういう意味でま
た違った意味合いかなと。何でも同じワンパ
ターンの中で、そういう理念を動かして一定
の行政行為をするというのは、私はやっぱり
危険性があるなという思いもしてるんです
よ。

そういう意味でこの際ですからね、これか
らこういう状況が出てくると思うんですよ、
やはり時代が変わってまいりますと。それは
やっぱりきちとしたものがなければ、我々
はやっぱりチェックする議会の立場としても
ね、町民にも説明がつかないことになりま
すんでね、その辺もやっぱりしっかりとして執

行していただきたいなという思いがあるもの
ですから、お尋ねをさせていただきました。
最後に一言だけで、大体留意点はわかりまし
たんで結構ですので、どうぞ。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたしま
す。

当然公共施設ですから、当然目的を持って
設置をしてるということでございます。これ
が目的を達した、あるいはその用途に供する
必要がなくなったという場合につきまして
は、これは当然町の財産でありますから、ま
ずは財産の有効活用をまず最初に転用できな
いのかという検討をさせてもらう。

仮に行政としてそれが活用方法がないとい
うことであれば、次には処分ということで考
えていくというようなことで、遺漏のないよ
うな形で、これは大事な町民の財産でありま
すから、遺漏のない形で対応をしてまいりた
いというふうに思いますので、御理解いた
だきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございま
せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めま
す。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はござい
ませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めま
す。これで、討論を終わります。

これから、議案第19号足寄町地域共同作
業所設置及び管理条例を廃止する条例の件を
採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件
は、原案のとおり決定することに賛成の方は
起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第19号足寄町地域共同
作業所設置及び管理条例を廃止する条例の件

は、原案のとおり可決されました。

議案第20号

議長（吉田敏男君） 日程第22 議案第20号足寄町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長藤原茂君。

福祉課長（藤原 茂君） ただいま議題となりました議案第20号足寄町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の提案理由を御説明申し上げます。

本条例の改正は、本年4月に開設されます高齢者と障害者がともに生活する共生型自立支援ハウスが、障害者自立支援法に基づく福祉ホームとしての要件を満たすことから、本町が実施する事業に福祉ホーム事業を追加するため、条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、改正の内容について御説明申し上げます。

足寄町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例

足寄町障害者地域生活支援事業条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

第10号 福祉ホーム事業を加えるものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

なお、右欄に新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第20号足寄町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 起立多数です。

したがって、議案第20号足寄町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第21号

議長（吉田敏男君） 日程第23 議案第21号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長藤原茂君。

福祉課長（藤原 茂君） ただいま議題となりました議案第21号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を御説明申し上げます。

この条例の改正は、3年を1期として定める介護保険料について、平成21年度から23年度までの保険料率を定めるとともに、保険料段階第4段階で合計所得80万円以下の被保険者の軽減措置、及び介護報酬の改定に伴う介護保険料の上昇を抑制するために交付される臨時特例交付金を充てた、平成21年度から平成23年度までの保険料率の特例を附則で規定するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、条例改正の内容について御説明申し上げます。

足寄町介護保険条例の一部を改正する条例
足寄町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同項第1号及び第2号中「1万9,200円」を「2万2,500円」に改め、同項第3号中「2万8,700円」を「3万3,800円」に改め、同項第4号中「3万8,300円」を「4万5,000円」に改め、同項第5号中「4万7,900円」を「5万6,300円」に改め、同項第6号中「5万7,500円」を「6万7,500円」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、第1条施行期日、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

第2条は、経過措置として、改正後の足寄町介護保険条例第3条第1項の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとしております。

第3条、第4条は、平成21年度から23年度までにおける保険料率の特例であります。

第3条 令附則第9条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、3万7,400円とするものでございます。保険料段階第1段階の一部軽減措置を規定するものでございます。

第4条 平成21年度から平成23年度までにおける保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。これにつきましては、臨時特例交付金を充てた保険料率であります。

第1号といたしまして、第3条第1項第1号に掲げる者2万2,200円。

第2号といたしまして、第3条第1項第2

号に掲げる者2万2,200円。

第3号、第3条第1項第3号に掲げる者3万3,300円。

第4号、第3条第1項第4号に掲げる者4万4,400円。

第5号、第3条第1項第5号に掲げる者5万5,500円。

第6号、第3条第1項第6号に掲げる者6万6,600円。

第7号、前条に規定する者3万6,900円。附則第3条を指しております。

なお、附則第3条の特例によります3年間の影響額は788万円程度となる見込みであります。

また、附則第4条に規定する保険料に充てる臨時特例交付金は407万2,000円で、その影響額は、第4段階の基準保険料月額で500円となっております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

次ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 詳細については、議運で当該委員会、関係委員会に付託になっておりますのでお尋ねしません。全体的なことについてお尋ねをしたいと思います。

まず一つ、これ行政報告の中にもございましたけどね、これは3町の中で3,700円、3期で大体17位でしたか、今度、今4期目、この額で12位ぐらいですね、十勝管内全体の位置づけがね。

そして中身見ますと、今、大体準備金4,700万強でこれ3年だから1,000万ずつ、1,100万ぐらいしか予算で見えてませんよね。こういうことになると、これ先行

き、まず一つの全体的にはそういう状況にあることは、この数字を見て明らかなわけですね。予算措置上もそういうことで明らかな。

それで4,700万強、これ私も諸般の報告で議長の手元からいただいている監査委員の基金からいくと、その数字になるんですけども、3期、3年間の1期ということで1,100万ほど予算措置してますよね。

まず一つに、そういう状況を踏まえて両隣、つまり本別町さん、陸別町さん、そういう全体的には関連あるものですからね、そこの兼ね合いでこの介護保険料がこういう位置づけになると。

聞くところによると、ちょっと私の聞いた情報が確実であるかどうかは別として、両隣は下がるというふうに聞いているものですからね、その辺について、やっぱり住民の皆さん方にも、こういう根拠を持って3期については17位、十勝管内17位の位置でおったのが、今度は12位になるよと、したがって3,192円が3,700円になるんだと、この根拠はこういうことなんだと。

両隣の同じチームを組んでる公共団体が下がるのに、足寄町が上がるということはこうなんだということをおね、この際やっぱり明確に説明した方がよろしいんでないかなと思うんですけど、そういう意味でお尋ねしますけど、担当課長、御答弁願います。

議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

福祉課長（藤原 茂君） お答えいたします。

まず、1点目の基金の関係でありますけれども、今現在4,700万ということでありまして、今年度最終的な見込みでは、行政報告もいたしましたとおり3,000万強が出るかなという程度でございます。

この3,000万全額を取り崩して、保険料の軽減措置といいますか、抑制を図ろうということで今回示させていただいております。それが3,700円ということでございます。

それと両隣、この3,700円、508円

が上がったという原因でありますけれども、それぞれ町長の方からも行政報告申し上げましたけれども、一つには、施設の入所者がふえた、特に名前を挙げて申しますと、隣町の陸別町の特別養護老人ホームへの入所が、今現在定員50名に対して、足寄町の住民が22名の方が入所をされているということが一つあります。

この間そういった形で推移をしてきて、今後の3年間、このまま22人が陸別の特養に入所している場合の推計をしていきますと、どうしても費用の増高になるということが一つあります。

それと、今回示されました3%、介護報酬の改定の3%の影響、それから新たにつくりました通所介護施設、旭町の方にできた部分で、定員が今まで8名から12名にふえるという部分がございます。

それから、社会福祉協議会に移行いたしましたデイサービスセンター、そこにおいても時間の拡大だとか曜日の拡大等も検討をされている、今よりもふえるだろうということをお予測をしております。

そういったもろもろの諸要件を検討いたしました結果、基準月額保険料が第3期までの3,192円から3,700円になるということでありまして、ぜひ御理解をいただきたいなと思います。

それから、今申しました陸別町さんにつきましては、前回まで第3期3,700円でありましたが、今期3,300円の予定と聞いております。

前回、順位的にいけますと11番目が今回17番目になるということで、その原因といたしましては、施設の入所者が足寄町の住民が入ったということで、50名を見込んでたものがその分少なくなるということで保険料への影響を来しておって、そこで減額という形が出てきているのかなと思っております。

それから、本別町さんの場合なんですけれども、第3期3,960円で上から4番目だったんですけれども、今回3,540円と

ということが示されているんですけども、聞きますと、これには第3期計画の中に小規模多機能型2カ所を整備しております。

そこが十分に利用されるだろうということで見込んでいたものが、開設がずれ込んだだとかという形の中で、基金がふえたといいますが、余ったといいますが、その分を第4期に充てて保険料を引き下げを行うということで伺っております。

以上であります。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 両町さんの数値はまさにそのとおりですよ。そこでこの種の保険料について推移ですね、推移、これどういう推移をしていくのかな。ただ上がった下がったって、株価ではありませんのでね、最終的にどういう形でいくのかなという思いをしてるんですよ。

それと同時に、もう1点は、地方公共団体がね、予算書を見て一般繰入金ですけど、義務的ルール分負担がございますね、それ以外の分、要するに政策、先ほどの政策支援じゃございませんけどね、そういう財政を考えると、例えば国保1億7,000万強ぐらいの基金積立ありますね、ことしの当初予算で、昨年から見たら1,000万ぐらい落として、今、本議案と全く関係ないですけど、財政支援という財政という意味合いからいきますとね、これどういうところにやっぱり扶助費的な財政面での負担が強いられていくのかなという思いをしてるんですけども、これ関係試算に対しても、それぞれの負担能力という問題もありましょうしね、これ長年、福祉課長はやっぱりその職務に精励されてきて、どんな思いをしてるのかな。

もうあと相当日数で一定の職を去るんですけどね、そういう思いも一度、私、文教にいるころ相当それなりに勉強させていただいたんですけど、今は全然文教から離れて、内容について全く門外漢で、先ほどの議案の共同作業所ってどこにあるのかなというそんなような始末ですから、そしたらさっき答弁で、

いやいや、何かその中にあるんだというお話ししてましたけど、やっぱり我々も予算審議したり条例審議したりするときには、やはり一定の正確を期すと同時に、一つの政策も提言する場合もあるし、一定のチェック機能も必要なものですからね、今、2回目のお尋ねは、福祉課長が長年その業務に携わってきてね、この種のもはどういう状況に推移していくのかなという思いと、それと同時に、何が必要なのかなという思いを御答弁いただけたらなと思うんですよ。いかがですか。

議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

福祉課長（藤原 茂君） お答えをしたいと思います。

介護保険、御承知のとおり平成12年、社会全体で介護を支えるという理念のもとに、それから地域のサービスを、その町のサービスを水準をどこにするか、それによって保険料が決まる、いわばこれを実施するときに、地方分権の一つの試金石になるのかなと、我々はそういう思いでこの仕事に携わってきました。

今まで保険料水準を、地域のサービスで自分らが考えて、自分らでそれを決めていくということであります。この介護保険始まる時にいろんな議論をさせていただいた中で、実は横出しサービスというのを足寄町はしております、紙おむつ等の支給ですね。ふたをあけてみましたら、道内的には本町と江差町だけだったということもあります。

これは利用者の方から切実な、おむつ代がかかるんだというような声を聞きながら、横出しサービスで実施をしております。この保険料の相当額は第4期で269円につきます。

例えば、保険料を軽減したいとすれば、その横出しサービスをやめればそれだけ下がりますよというのがありますし、そういったものを高齢者保健推進委員会の中でも提起をして議論をさせていただいたんですけども、多少上がっても、それは今までのとおり大変利用者にも喜ばれているものだというので、

実際、年間700万ぐらいの予算を組んでおりますけれども、それを継続した方がいいというような意見もいただきまして、今回も横出しサービスを実施することにしております。

さて、本題ですけれども、施設が入所がふえれば当然定額的にその費用はかかる、入ってる間は絶対、要介護5で三十数万、月にかかる、介護報酬ですね。やはり基本的には在宅なんでしょうけれども、こういった部分でこういった地方で24時間対応ができるのか。

現実に平成12年の介護保険始まった当時に、民間事業者が訪問介護事業で入ってきました。ただ事務所を開設し、なおかついろんな準備をする中でも、結果的には事業展開をしないで閉鎖をしてしまった。当初入ってくる時に、どうして足寄町にといいまして、こういった非常に非効率的なところについて展開が図れれば、全国展開どこへ行ってもできるというところでありました。

その事業者については、昨年ですか、いろんな不正ということで、事業の指定の取り消しを受けてる事業者でありましたけれども、大手の事業者でありましたけれども、その大手でもなかなかこの足寄町に入ってこれないという、事業展開ができないという中で、これまで社会福祉協議会がこれを担っていただいて、365日の訪問介護をしていただいているとか、時間も7時から9時までやっていた。

ただ、夜間の巡回等がどこまで伸びるのかなということも思ったんですけれども、意外とこの利用者がいないというのがあります。

ただ、現実的にどうしても施設偏重型といえますか、そういった状態が生じて、訪問介護事業も利用者が減ってきているのが現状であります。

この先、保険料軽減といえますか、抑制するために、やっぱり施設をこれ以上ふやすことができないとするならば在宅を重視する、その中で例えば特養ホームについて、ホーム

シェアリングじゃないですけど、施設と在宅で交互に利用するだとか、どうしても在宅でできない期間があるとするならばですね。

そして、今現実に90名近い方が入所申し込みをされてます。それでその方たちを全部受け入れる施設あったら、幾らあっても、きっとお金が足りなくて保険料負担も相当なものになるのかなと思いますし、そういった仕組み的なものを今後考えていかなきゃならないでしょうし、あと訪問診療だとか訪問看護だとか、そういった在宅面の医療分、どうしても要介護者は、医療の提供が必要な方々が圧倒的に多いものですから、そこをどうやって安心をさせるかということが、これから重要な課題となってくるのかなと思いますし、介護予防事業含めてどう展開をしていくのかというのが、これからの課題だと思っております。

以上です。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 当初、前沢先生、北大の前沢教授ね、いろいろとお話した経過もあって、その当時は結構勉強したんですけども、今は所管が違うとなかなかそういかない状況にあるんですけども、町長、これ今担当課長のね、一定の現状と、それを踏まえてのいろいろな経験の御答弁いただいたんですけどね、町長はこの種の問題について、今、財政ももちろんあるんですけどね、また予算案の際の中でも質疑をさせていただきますけどね、トータル的にどのような思いをしてらっしゃるのかなと、この介護保険という問題についてね。いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

私自身も、平成12年度からスタートした介護保険制度、これはやっぱりある意味素晴らしい制度だなというふうに思っておりますし、それからもちろん国の方でも制度設計したときに、どれぐらいの利用といえますかね、ここがあるのかな。

もちろんその根幹というのは、先ほどから課長が答弁したとおり、国としましては、やっぱり在宅介護ということを基本に置こうと。

しかし、そうはいつでも、やっぱりその条件にない家庭だってあるわけですから、当然これは施設介護も必要だということもあって、まあまあ、当時は国なりの制度設計を行ったわけでありましてけれども、実際に1年経過したときには、この利用される額といえますかね、これはもう想定した額をはるかに超えて、このお金の使われ方といえますかね、これはやっぱり本当に想定以上のものだったということでありまして、これは裏を返せば、やはりだれしも、これはもう私自身もそうでしたし、経験もしましたけれども、だれしもやはり国が言うとおり在宅で介護をしたいというのは、これはもうまさしく共通の思いかなというふうに思いますけれども、しかし、これは現在の家族構成等々含めて、この条件に本当にあるのかなという、これはなかなか厳しい部分だろうというふうに私は現実問題としてあるというふうに思っております。

ですからこのところは、これは首長たちの集まりでもいろいろ言ってるんですけども、これはもちろん北海道、あるいは国に対しても、この制度は素晴らしい制度だと、これを維持していくためには、じゃあ次に何をしなくちゃいけないのかという、もっと言えば、やっぱり財政的な問題なんですよ。

これを本当に保険者含めたそれぞれの1自治体ごとでできるのかという、これはもう本当に昨年、介護者が労働の割には報酬が低いということで、もう全然雇用が確保できない、マンパワーが確保できないという状況があって、これじゃあだめだということで、介護報酬3%上げましょう。でも、これは現場においてどういうことになるかというと、これは当然保険料にはね返ってくるということですよ。

ですから思いとしては、サービスはもっと

もっとしたい、私自身も本当に今のサービスで十分なのかなという、決してそうは思っていないんですよ。もっともっと、やはりこれまで、まずどの地域でもそうでしょうけれども、高齢者の方というのは、それぞれの地域でまちづくり、あるいはもっと言えば国づくりに貢献をされたわけですから、これはやっぱり本当、可能な限りのサービス提供は行いたいなというふうには思ってるんですけども、しかし、そこにやっぱり財政問題が出てくるということでありまして、これは私の立場から、当然現状のサービスは維持する、もっと言えば、もっとサービス向上を図っていききたい。

それにはやっぱり財政的な問題もありますから、これはやっぱり受益者負担ということも当然のことでありまして、しかし、これはやはり北海道や国に対しても、公的資金の投入ということももっともっと手厚くすべきでないのかなということも、あわせて引き続きやっていきたいというふうに思っております。

そうはいつでも、なかなかすぐおいそれとはいきませんから、そういう意味では、やっぱり自分たちの地域で何ができるのといえますと、やっぱり医療・介護・福祉、これはやっぱり連携とらなきゃいかんだろうというふうに思ってます。

これも課長からお答えしたとおり、このところの医療との連携ということも当然しっかりと図っていかなくちゃいけない。とりわけ我妻病院さんの介護のベッド、これが23年度で廃止ということでありまして、ここもどういう形で転換をするのか、もっと言えば、積極的に行政もかかわって、こういう形で転換をできないかということも、場合によっては申し入れをすることも必要なかなというそんな思いもしております。

ですから、これは引き続き検討させていただきたいというふうに思っておりますけれども、いずれにしても、我が町足寄町における医療・介護・福祉をどうしていくのかと、少

なくても現状のサービスを低下をさせることに私はならないというふうに思っております。

ですから場合によっては、今回もお願いしているわけでありましてけれども、やっぱり一定の負担ということも求めざるを得ないということも現実問題としてはあるというふうに思っています。

それはその都度都度しっかりと検討をさせていただいて、議会の方とも連携をとらせていただいで提案をさせてもらいたいなと、こんなふうに考えておりますので、御理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君）他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君）これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君）異議なしと認めます。

したがって、議案第21号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件は、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、御報告をお願いいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。45分スタートいたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時45分 再開

議長（吉田敏男君）休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

議案第22号

議長（吉田敏男君） 日程第24 議案第

22号乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長大竹口暁己君。

住民課長（大竹口暁己君）ただいま議題となりました議案第22号乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律が平成20年12月3日に公布され、第27条第1項第3号に小規模住居型児童養育事業を行う者が加えられたことに伴い、その事業所に委託された児童につきましては、措置制度により全額公費負担となり、北海道医療給付事業の助成対象外となることから、条文の整理をするものでございます。

改正条文について御説明させていただきます。

乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の各号は、助成の対象外を規定しておりますが、第2号で、対象外追加による条文整理をするものでございます。

附則 この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

なお、右側に新旧対照表を添付してございますので、御参照願います。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君）これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君）質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はござい

ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第22号乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第22号乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第23号

議長(吉田敏男君) 日程第25 議案第23号重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長大竹口暁己君。

住民課長(大竹口暁己君) ただいま議題となりました議案第23号重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律が平成20年12月3日に公布され、第27条第1項第3号に小規模住居型児童養育事業を行う者が加えられたことに伴い、その事業所に委託された児童につきましては、措置制度により全額公費負担となり、北海道医療給付事業の助成対象外となることから、条文の整理をするものでございます。

改正条文について御説明させていただきます。

重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条

例

重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の各号は、助成の対象外を規定しておりますが、第2号で、対象外追加による条文整理をするものでございます。

附則 この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

なお、右側に新旧対照表を添付してございますので、御参照願います。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第23号重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第23号重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第24号

議長(吉田敏男君) 日程第26 議案第

24号足寄町生涯学習館設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会教育次長森和治君。

教育委員会教育次長（森 和治君） ただいま議題となりました議案第24号足寄町生涯学習館設置及び管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、昭和37年に開館以来46年を経過いたしました足寄町公民館の老朽化が著しく、維持・管理も限界に及んでいる状況から、平成21年3月31日をもって廃止することに伴い、従前の機能を生涯学習館に移行するとともに、分館規定を整備するものであります。

次に、改正条文の説明を申し上げます。

足寄町生涯学習館設置及び管理条例の一部を改正する条例

足寄町生涯学習館設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2項 前項に定める生涯学習館に、必要な場所に分館を設置することができる。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第4号中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第2項中「第4条」を「第5条」に改め、同条を第10条とし、第4条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（職員）第4条 生涯学習館に館長その他必要な職員を置くことができる。

別表中「第9条」を「第10条」に改めるものであります。

附則といたしまして、（施行期日）1.この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（足寄町公民館設置条例の廃止）2.足寄町公民館設置条例は、廃止する。

（足寄町公民館使用条例の廃止）3.足寄町公民館使用条例は、廃止するものであります。

なお、参考までに新旧対照表を次ページに添付しておりますので、御参照願います。

以上のとおり提案理由の説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第24号足寄町生涯学習館設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第24号足寄町生涯学習館設置及び管理条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

意見書案第1号

議長（吉田敏男君） 日程第27 意見書案第1号平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

10番谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） 意見書案第1号について、提案をさせていただきます。

平成21年度酪農畜産政策・

価格対策に関する要望意見書

北海道・十勝の酪農・畜産は、専業経営を主体に発展し、安全・安心な牛乳、乳製品及び食肉の安定供給に加え、国土・環境保全など多面的機能の発揮や地域経済・社会の維持・発展などにおいて重要な役割を果たしています。

しかしながら、近年、急激な飼料価格の高騰など生産コストが上昇する中で、生産者価格の引き上げが追いつかずに農業所得は大幅に減少するなど、酪農・畜産の経営環境は極めて危機的な状況に立たされています。

しかも、経済不況に陥ったため、国産酪農畜産品の価格転嫁や消費減退が強く懸念される状況にあります。

さらに、WTO農業交渉がモダリティ合意に向けた最終局面に入るとともに、日豪FTA交渉も具体的な交渉が始まるなど、まさに国内酪農・畜産の存亡のかかった重要なときを迎えています。

ついては、国民の基礎的食糧及び地域社会を支える酪農・畜産の持続的な発展と、担い手である農業者の所得確保・経営安定に向けて、総合的な政策支援を推進されるよう、下記事項について強く要望するものでございます。

一つに、平成21年度畜産物価格・経営安定対策について6項目、記載のとおりでございます。

次に、1に関連する施策について8項目、記載のとおりでございます。

三つ目に、WTO農業交渉・日豪EPA/FTA交渉について2点。

以上でございますので、皆さん方の御同意よろしくお願い申し上げます、提案とさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見書案第1号平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書の件を採決をします。

お諮りをいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書の件は、原案のとおり可決されました。

意見書案第2号

議長（吉田敏男君） 日程第28 意見書案第2号市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） ただいま議題となりました意見書案第2号市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書を朗読させていただきます。

市町村立病院は、地域住民の生命と健康を守るため、地域の他の医療機関や行政機関と連携を図り、救急や小児、周産期などの不採算部門や予防医療活動を積極的に担いながら、住民本位の医療提供に努めている。

しかし、道内の市町村立病院は、約6割が100床以下の小規模病院であり、急激な人

口減少、医師不足の深刻化、診療報酬のマイナス改定等により非常に厳しい経営を強いられ、市町村立病院の77%が赤字である。

現在、多くの市町村立病院は、経営の効率化のために病院規模の適正化、経営コストの削減、再編ネットワーク化、経営形態の見直しを検討しているが、収入の根幹である診療報酬のマイナス改定は、安定経営を脅かしているばかりか、病院の存続を検討する事態にまでなっている。

また、一般会計繰出金は、地方交付税措置額の1.7倍に達し、自治体財政を圧迫する要因となっている。特に不採算部門における国の交付税措置は不十分であり、地方交付税額の繰り出し基準の改善が必要である。

また、2006年に「医療制度改革関連法」が成立し、介護療養病床を2012年3月末で廃止とし、医療療養病床も大幅に削減することとされた。

しかし、介護療養病床の転換先として介護療養型老人保健施設が創設されたが、医師や看護師の配置が手薄くなり、現在のような医療行為を提供することが困難になり、入居者を継続入所させることができないと危惧されている。

このまま介護療養病床が廃止され医療療養病床が削減されれば、行き場のない、いわゆる「医療難民」「介護難民」が多数出るとは明らかであり、結果として医療の地域格差を広げ、地域医療の崩壊を招くことになる。

以上のことから、地域医療は住民にとってなくてはならない生活基盤であり、地方自身体としては、これを守り維持することが必要不可欠であるため、次のことを要望する。

記

1. 療養病床を持つ病院や不採算部門を抱える病院、小規模病院の経営を安定させるために、次期診療報酬改定では診療報酬を増額すること。
2. 公立病院や公的病院に対する地方交付税措置額の改善については、昨年12月26日に増額措置が公表されたところで

あるが、一層の普通交付税措置により、不採算地区病院、救急病院、小児・周産期病院の経営安定を図ること。

3. 地域の実情に合わせて医療療養病床を維持するとともに、介護療養病床の役割を再評価し、存続を検討すること。

よろしく御審議、同意のほどをお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見書案第2号市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書の件を採決をします。

お諮りをいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

散会宣告

議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、3月10日午前10時より開会をいたします。

午後 3時08分 散会

